

平成28年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

平 成 2 8 年 1 2 月 1 4 日 (水曜日)

議 事 日 程 (第3号)

第1 一般質問

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1

~~~~~

出 席 議 員 (18名)

1 番	橋 本 章 央 君	2 番	林 健 三 君
3 番	古 谷 幹 夫 君	4 番	緒 方 正 綱 君
5 番	岡 峯 久 雄 君	6 番	下 元 真 之 君
7 番	岩 井 優 之 介 君	8 番	水 間 淳 一 君
9 番	吉 村 アツ子 君	10 番	味 元 和 義 君
11 番	下 元 昇 君	12 番	堀 本 伸 一 君
13 番	楨 野 章 君	14 番	武 田 秀 義 君
15 番	中 屋 康 君	16 番	西 原 真 衣 君
17 番	酒 井 祥 成 君	18 番	橋 本 保 君

~~~~~

欠 席 議 員 (0名)

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
政 策 監	山 脇 光 章 君	会 計 管 理 者	左 脇 淳 君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	樋 口 寛 君	危機管理課長	野 村 和 弘 君
企 画 課 長	敷 地 敬 介 君	農林水産課長	長谷部 卓 也 君
商工観光課長	下 藤 広 美 君	税 務 課 長	永 尾 一 雄 君
町民環境課長	植 村 有 三 君	建 設 課 長	佐 竹 一 夫 君

健康福祉課長	山 本 康 雄 君	上下水道課長	高 橋 一 夫 君
教 育 委 員 長	谷 脇 健 司 君	教 育 長	川 上 哲 男 君
教 育 次 長	熊 谷 敏 郎 君	学校教育課長	杉 野 雅 彦 君
生涯学習課長	辻 本 明 文 君	農業委員会事務局長	西 谷 久 美 君
政 策 監	田 辺 卓 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	山 脇 一 生 君	町民生活課長	佐々木 優 子 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	竹 本 英 治 君	町民生活課長	林 久 志 君
-----------	-----------	--------	---------

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 宮 地 正 人 君 | 次 長 | 酒 井 弘 恵 君 |
| 書 記     | 國 澤 みやこ 君 |     |           |

~~~~~

午前9時30分 開会

○議長（橋本保君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまより平成28年第4回四万十町議会定例会第8日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（橋本保君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は発言通告書受付順に従い、発言を許可することにします。

15番中屋康君の一般質問を許可します。

15番中屋康君。

○15番（中屋康君） それでは、議長の許可をいただきました。ただいまから質問を始めたいと思います。

今回、私のほうの質問は分野としては大きく二つ分野を分けておりまして、1項目めについては高齢者福祉ということ、2項目めが防災危機管理ということで、大きい質問をさせていただきますわけであります。

まず、一点目の高齢者福祉計画ということで挙げさせていただいております。初めに高齢者福祉ということで、最近、新聞で目にいたしましたのが10月に内閣府で発表いたしました、毎年これ、発表しておりますが、平成28年度の高齢社会白書というのがあります。もうこれは、既に町長以下皆さんお目通しのことだと思います。これに基づいて日本のこういう高齢化社会現象というものを、内閣府でいろいろ策定をしながら今後の施策に考えていくという白書でありまして、実はこれを見ておりますと、データとしては昨年の10月のデータですけども、高齢化比率は日本では26.7%という比率が発表されております。白書を見ていくと、44年後の2060年については日本の高齢化比率が39.9%という比率になると。超高齢化に向かっていくというわけであります。

その39.9%という数字は、実は本町が、四万十町の高齢者福祉計画というのが出されておまして、これは平成27年、昨年3月に策定、第6期ということでこれに基づいて高齢者の福祉計画、あるいは介護保険事業計画というのが進んでおるわけでありまして、その中を見てみますと、39.9%という数字がございました。本町の総人口、これは11ページに戻りますが、平成21年度の2万92人から1,600人減少しましたと。平成26年9月末の現在では1万8,490人となっております、高齢化比率は3.3%上昇、現在39.9%ということになっているということでもあります。日本では2060年、今から43年後に39.9%になります。

本町については、もうこの時点、実は39.9%、全く同じ数字。実は43年先取りをするということでありまして、この福祉計画については10年先取りをして本町は進んでいるということを書いてはあるんですが、こういう数字を見比べてみますと実態的に、いろいろと数字のマジックはあるんでしょうけども、やはり、我々としてはもう40年先を進んでおる高齢化、超高齢化に今、突入をし始めるという現実をお互いに認識をまずしておきたいなという思いであります。

この高齢者社会が日本は今やもう世界一ということでもありますので、この世界一の日本が、高齢化率を見てもみますと、高知県は秋田県に続いて第2位ということでありまして、本町は、その高知県の中でも非常に高い割合で高齢化が進んでいるということでもありますので、言わば日本の縮図というか、本町がこの高齢化に向かっての今の施策のモデルケースということでやっぱり捉まえていかないとというか、要するに先鞭をつけて、いわゆる高齢化福祉計画をしっかりとやっていくということが、施策の今、喫緊の課題であるかなということ、本日はそういう課題として一点挙げながら、質問を進めていきたいなと思っております。

話は戻るんですが、本町においては、この第6期ということが高齢者福祉計画が今、実践をされておるわけでありまして、6期計画始まって1年はなんなんと、迎えようとしておりますので、たまたまその中の、かなりたくさんの施策がありますが、気になった点やら、こんなところを聞いておきたいというようなことを順次聞いていきたいなということで考えております。

まず、第1番目として、質問項目に地域における生活保護状況ということで配食サービスということの現況ということでお尋ねをするようになっております。配食サービスということについては、これは高齢化の皆さん、自分でもう食事ができなくなったという方々のために、行政も指導を入れながらサービスをしていこうということではありますが、これは、実は先ほどの9月の定例会に、今日ちょっとコピーをしてきたんですが、配食サービス事業ということで新たにいわゆるサービス事業を行政として始めたと、導入をしているということでもありますけれども、現在この配食サービスを希望されている方、本町にどのぐらいの人数がいて、今どのぐらいのサービスを受けているか。まず、このあたりの人数を把握しておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

配食サービスを受けている人数ということでございますが、現在のところ、窪川地域におきまして81名、十和地域では17名の方が利用されております。それと、食数につきましては、窪川地域、実績でありますけれども、11月分公費分だけで1,848食ということになっております。十和のほうは、ちょっと食の数をよう数えておりませんので、ご了承ください。

以上です。

○議長（橋本保君） 10番中屋康君。

(P5訂正あり)

○15番（中屋康君） 現在、窪川で81名、十和地区で17名という人数ということであります。ある一定そういう希望をとられて、いわゆる申請をされた方についての配食をするということではありますが、先般9月のときに一応、公費負担で利用回数も決定をしながら、金額も抑えながら、行政としてもお金を出しながら、そういった困っている方についての配食サービスを広げていくんだということの予算も取り上げて、通過をさせたわけでありましてけれども、先ほどのお話、窪川で81名、十和では17名ということではありますが、実は大正地域でこの配食サービスというのは実態がないということであります。大正地域についても、やはり公平なサービスという観点もありながら、そういうサービスに利する行政の形ということも、やっぱり今後考えていかないかんということではありますが、実態的に大正地域で今までなされていないような状況、何かいろいろやっぱり事情もあろうと思うんですけれども、そのあたりのことの背景をまずお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） その前に、先ほど中屋康君の議席番号を10番と言いましたので訂正します。15番でした。

健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

現在の本町の配食サービスは、窪川地域で1事業者、十和地域で1事業者の2事業者がそれぞれの地域で配食サービスを行っております。以前は大正の北ノ川地域へ窪川地域の業者が配食をしておりましたが、現在はなく、議員、おっしゃられるように、大正地域では配食サービスが行われていないという状況になっております。

そんな中でございますが、大正地域では、十和で配食を行っている事業者が大正地域に配食をするという意欲を持っていただいております。それから、窪川地域でも2事業者ほどが参入を検討してくれておりますので、いずれにいたしましても配食サービスを支える事業者を増やすことについて、関係機関とも連携をいたしまして取組を進めてまいりたい

と考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 大正地域でも一応今から検討していくというところでありまして、早急に、やはり、全町同じようなサービスが受けられるような体制づくりを急いでもらいたいなというところではありますが、現実的に、これはいわゆる配食をする業者がいなとなかなかできないということと、四万十町、大変広うございますので、これあたりは大正地域、即配達ができるようなサービスで、大正地域に業者はそういう選択をする余地というか、調査されたことはおありなんではないかな。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 詳しい調査というものは行ったことはございません。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 希望的な観測で、十川の業者が大正のほうに入ってこられるというようにお話もだんだん出来上がりつつあるということでありまして、やはり、できれば地域の中であまり時間を掛けないうちに、これは多分お昼、それから夕食の配食サービス、なかなか朝の配食というのは難しいかなという感じがしますので、そういったところの観点からすると、やはり地域地域でそこをできるような業者選択もしていただくような感じで、ひとつ、早めに全町サービスが可能になりますように、まずはこの配食サービスを進めてもらいたいなというところをお願いをしておきたいなと思います。配食サービスの件については、現況、分かりました。だんだん前に進みつつあるということですので、承知をいたしました。

それから、この同じ配食サービスのときに、地域支援ネットワーク事業ということで、事前にお伺いをするように通告をいたしました。何点かお伺いをしようかと思っておりました。実は見守りということで、この今言った配食サービスイコール、やはり地域に独居で生活をされている方はたくさんおりますので、見守りが必要な高齢者世帯というふうな、緊急時の見守りというようなことでお伺いをしようかなと思ったんですが、昨日、13番榎野議員でしたね、同じ観点から民生委員の仕事、あるいは、その関連な仕事、お伺いをいたしましたので、その見守り台帳の関係等々お伺いしました。この部分については深く触れることは外していきたいと思いますが、もう一度再確認なんですけど、実は、これは後々に聞く話にしてあったんですが、この見守りの関係で、いわゆる四万十町の防災危

機管理の関係の中で見直しをするということで、実は避難行動要支援者名簿の作成ということで、新たにしっかりしたものを作っていくということでありました。これは、この支え合いネットワーク事業の中にもくみされていくということでありましたので、昨日ちょっと聞き漏れた部分もありましたので、もう一度再確認なんですが、この避難行動要支援者名簿、この作成を今回、危機管理課所管の部門でもあるんですが、具体的に作っていくんだと、具体的な内容も記載をしていくんだということであったんですが、この見守り台帳イコールそういう名簿を作っていくのかどうか、そのあたりは連携としていかがか、ちょっとお伺いをおきたいと思うんですが。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

ありました要支援者名簿につきましては、申請方式にしております。75歳以上、それから障がい者の方にお手紙を送りまして、申請のあった方の登録をしております。それから、見守り台帳につきましては手挙げ方式といいますか、民生委員など、それから区長などからお声のあった方を台帳に登録をしております。その点、台帳同士でダブりの部分もあります。そこら辺は調整してですね。名簿がどうしても二つあったら、お配りする民生委員、区長にも煩わしいところもございますので、調整のほう考えたいと思っておりますけども、まだ一つになっているという状況ではございません。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 一応所管のほうでも作成をしながら進行中ということでもありますので。要は、今までの安心カードとか見守り台帳というのが実践をされてきておりますので、それにプラスということで要援護者の関係ですね。そういった重複する部分をしっかり整理をして、いざというときに錯綜しないような作り方をお願いしておきたいなと思います。ということで、移動のことについては、昨日お伺いした部分である一定もう十分承知をいたしましたので、この部分については前に進みたいと思います。

大きな高齢者福祉の関係で、次に、第二点目の項目ということで挙げておりますのが、高齢者の住まい確保というところで挙げております。これも順番に福祉計画書の中に挙げてある部分でありますので、それに基づいた感じで押さえていかせていただくということで挙げさせてもらっています。

現在、住まい確保ということで、この福祉計画書の中に養護老人ホームやら、あるいは

生活支援住宅の青空、それから、高齢者の生活の福祉センターということで、こいのぼり荘とか、それに合わせたなごみといったような十和地区で展開している部分、そういったところの住まいの確保ということを今から十分、今後も継続して実施をしていくんだというところであります。それに加えて今回、10月に町長公約の一つの目玉であったということで承っております低廉な高齢者生活支援住宅が出来上がって、完成の運びとなって、今、入居の手続も終わったと、入居の段階であるというところの話であります。

ということで、まずは今、高齢者の住まいの確保ということであります、この高齢者福祉計画の中の行政把握の高齢者の住まいがどのような状況で入居が順次、今されて、運営をされているのか、まず順次お伺いをしておきたいと思うんですが、いわゆる入居者数です。どのくらい充足をしているのか、欠員なのかというところを順次、押さえておたらばお願いしたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 高齢者福祉計画にございます高齢者の住まいの確保ということで、まず最初に、養護老人ホームの入所者数というものがございます。養護老人ホームの入所の状況でございますけれども、これにつきましては、中土佐町にあります双名園に22名、高知市の福寿園に1名、越知町の五葉荘というところがございますが、そこに1名入所をしております。入居待機者というのは、今のところ、相談があっておりませんので、ない状況になっております。

次に、生活支援住宅青空でございますが、入所定員、こちらは8室。うち1部屋はショートステイにあけておりますが、現在は入所6人で1部屋空いている状況でございます。

次に、十和高齢者生活福祉センターこいのぼり荘でございますが、こちら、入所定員15名でございます。ただいま14名入所しておりまして、1室をショートステイに空けております。

次に、十和高齢者生活支援ハウスなごみの入居状況でございますけれども、定員の10名が入所している状況でございます。こいのぼり荘、なごみについても待機者はございません。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 後ほど聞くんですが、今回、いわゆる認知症を受け付け始めた高齢者福祉、低廉な生活支援住宅、このあたりのところも後でお伺いしようかと思っていたん

です。それと併せて、特別養護老人ホーム、いわゆる四万十荘あるいは窪川荘の関係については、把握は今の状況ではすぐはできますか。できていたならば、ちょっとお伺いしておきたいなど。それと、今言った低廉な高齢者住宅が出来た、受付が始まりましたし、どういう状況かまずそれを、入居希望、様子をお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

四万十町の特別養護老人ホームの状況でございます。窪川荘は、まず定員をお知らせしますと、窪川荘のほうが70名、四万十荘のほうが50名、大井川のほうが29名ということになっております。

次に、待機状況ということでちょっとお話をさせていただきます。待機状況につきましては、お一人の方が複数の施設に申込みをされている場合がございます。施設ごとの待機数を調査いたしますと重複ということもございます。正確に数字を把握することができません。その代わりに、県が年に一度、各市町村ごとの申し込み状況を調査しまして重複しない数字を市町村のほうに示しておりますので、その数字でお答えをさせていただきます。今年数字は出ておりませんので、1年古くなりますが、平成27年10月31日の数字でございます。

待機者数でございますが、要介護3以上の数字で申しますと188名となっております。この数字でございますが、町内にあります四万十荘、窪川荘、大井川のほか、町外の施設の特老に申込みをされている方の数字ということになります。また、この待機者188名の待機場所の内訳についてでございますけれども、既に申込みをした特養以外の施設に入所されておりまして、申込みをされている方、この方が154名おります。でありますから、在宅で待機をされている方の数は34名ということになりまして、この34名の方につきましても、ショートステイをつないで過ごされている方もおいでますし、それぞれの方にケアマネージャーがついて、必要な居宅サービスを行っておるというような状況でございます。入居のほうは、どことも定員いっぱいの状況でございます。

次に、高齢者安心生活支援住宅の現在の状況をお知らせいたします。8月に金上野住宅、完成をいたしまして、備品なども整備をいたしまして、入居受入態勢も整ったことから、9月26日から10月4日までを募集期間といたしまして、募集を行ったところでございます。結果、2名の方から入居希望の申請がございましたけれども、11月24日に入居者選考委員会を開きました。審査の結果、1名の入居許可をしておるところでございますが、

まだ空きの部屋がありますので、新たな募集案内を12月一回目、月曜日でしたけれども、区長文書で全戸配布をさせていただいておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） ありがとうございます。順次、現在の高齢者の住まいということの状況で伺いました。とりわけ特別養護老人ホームの入居状況については、やはり、ここ数年来希望者がおると。待機者も実態的に在宅で待機34名というところでありまして、非常にまだまだ、言わば、希望の充足になかなか上がっていかないということが現実かなというところであります。これはまた後ほどの包括支援の関係のあたりについてで、まだいろいろお伺いもしていきたい部分もあるんですが、あとについては、こいのぼり荘、あるいは、なごみにしても定員の枠の中で順調に動いておるというところであります。

今回、そういった高齢者の住まいの確保ということで、行政としての仕事の中で新たに低廉な高齢者生活支援住宅というところを構えて、それになう、補完をしていこうというところの町長の思い入れが始まったわけですが、今お伺いをするところによると、募集をかけて、実際のところ2名おって、選考委員会の中では結果1名というところで、再度募集をかけたというところであります。

この低廉な高齢者生活支援住宅の造り上げる前の段階の要約、こういった形でつくっていききたいというところのまとまった冊子を以前いただいておりました。これに基づいて、この高齢者生活支援住宅の基本方針ということで、要は、町内に3か所、あるいはプラス2か所して5か所を造っていくんだという町長の思い入れも十分入った段階で、事前にいただいております。その段階では、この要配慮低所得者数の推計が36人いるんだと、推計ができるんだと。推計方法いろいろあるかと思うんですが、36人から46人の範囲でこの低所得者の高齢者生活支援住宅を利用するんだらうというところで推計をしながら事業が始まったということでありまして、これについては、窪川地区で3か所24世帯、大正で1か所8世帯、十和地区で1か所8世帯ということで、順次整備をしていくと。平成29年度までの前期を1期として、2期目として、この結果を受けて31年までには第2期分として窪川地区に2か所を造っていくというようなことのいわゆる計画方針が出されておったわけであります。

実態的に今、窪川で出来上がって、今からその運用が始まって、募集もかけたというところではありますが、実際ふたを開けてみますと、今1名という状況ではありますが、それ以

前に、大正、十和というところの建設予定地箇所についてもいただいております、それについても、やはり、地元の地域の皆さんのご意見、ご要望等も聞きながら、アンケートなり、あるいは地域調査もしたなりという話を聞いておりますので、今回の窪川の開所を受けて、今後、大正地域、十和地域の、今言った第1期のこの計画方針の中の枠の中でこのまま先へ進んでいかれるのかどうかというところを、今の現段階で町長のご所見をお伺いしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） これからの大正、十和地域の高齢者支援住宅、どうするのかということではありますが、全庁的な課題でもありますので、まず私のほうからお答えをしてみたいというふうに思います。

議員のほうから詳しい経過もあったわけですが、この住宅整備につきましては、両地域振興局長、それから健康福祉課、企画課、総務課、建設課の課長と私がプロジェクトチームに入りまして、いろいろと調査経過もしてきたところであります。その中で議員からもありましたように、平成26年11月から12月の基礎調査におきまして、町内で36名から46名の入居の利用があるというふうに判断もしたところであります。そうした中で、議員ご指摘のように、窪川、十和、大正の順序で整備をするという計画となっております。

そういうことも含めまして、議会でも度々質疑、あるいは十和地域の住民説明会の中でもしっかりとニーズ調査を行ってはどうかといったご意見もいただいたところであります。そういうことを踏まえまして、今年7月から8月にかけて、十和地域、大正地域については10月に、集落担当職員が直接高齢者のご自宅に出向きまして聞き取り調査を行ったところであります。

その結果であります、十和、大正地域では、高齢者安心生活支援住宅に住みたい方がおいではなりますが、今すぐに住みたいという方は数名でありました。今後におきましては、窪川地域の入居状況を見ながら、大正、十和地域での整備については慎重に判断をしていきたいというふうに考えているところであります。

先ほど申し上げました職員の聞き取り調査の結果、潜在的な利用者は当初想定した人数に近い方がいるというふうに判断もしているところであります。現段階では、先ほど課長のほうでご答弁申し上げましたように、町民の皆様にとこの住宅の概要を周知しまして、入居増に向けての取組が一番今やらなければならないところであります。このため、11月21日から、立西地区の区長会を皮切りに全ての区長会で本施設の概要説明を行い

ました。また、先ほど課長が申し上げましたように、今回、追加募集ということで分かりやすいチラシも作成をしております。現在、町内の各戸にそれが回っていると思っておりますので、その入居の募集の状況、そういったものをしっかりと見極めていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからもちっとご説明させていただきたいと思います。私が就任当初から、この高齢者安心支援住宅という表現ではなかったですけども、やはり高齢者の安心な生活ができるような福祉、または障がい者の皆さん方が安心できる施設ということで公約を掲げて、この任に当たったところです。

だんだんに、この町議会でも様々なご意見をいただきました。今回、現場のPTの調査のもとでやっておりましたけれども、ちょっと私がお聞きしますと、やはり、なるべく自宅で生活をしたいという強い思いがあります。ただ、福祉施設、ご承知のとおり、児童福祉もそうですけども、やはり、要望があって対応すると、非常にそこにまた不安な生活、また厳しい環境が生まれるというふうに自分自身は考えておりますので、ただ今回の、まずは各旧町村単位で3棟の計画というのを打ち出して進めさせていただいておりましたが、実際のところ、確かに今、入居の希望は少ないです。ただ、入居が少ないほうが場合によっては自宅で暮らせるのかなという思いもありますけども、緊急にそういった必要が生じたときには、やはり金上野に設置しました、当初申し上げました低廉な安心支援住宅の活用がなされるだろうというふうに思っております。

ですから、なるだけ募集もしながらと言っていますけれども、できる限り自宅で生活をするという対策も講じておりますので、その辺の状況も見ながら、今後の整備には慎重を期して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） だんだんに副町長あるいは町長から、この高齢者の生活支援住宅の関係の話が出ました。おっしゃるとおり、やはり自宅で最後まで過ごすということが我々としても、人間として一番の希望でありますので、できるだけそういう施設に利用にならないような形をつくっていかないかんという思いではありますが、いずれにしても、当初計画、いわゆる旧町単位で3か所ということではありますが、これは、これにもう固執しないんだと。要するに、今、窪川が出来上がって、窪川の状況を見ながら、今から各地域に募

集もかけながら、説明もしながらやってみて、窪川地域に出来上がった今の住宅の状況を見て、今後は大正、十和地域については、当初の計画を必ずこれを推し進めるということにはしませんというところの話で私ども、承っておいてよろしいのか。そこのあたりをはっきりお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げたいと思います。

私としたら、まずは、今、金上野、窪川地区に整備をさせていただきました住宅を、例えば、せんだって現場のほうに指示しておりますが、大正の地区の方で病院に近い、そして量販店に近いところの希望する方においては窪川地区での生活をということで、現在要請もさせてもらっております。そういった充足をしながら、先ほど、配食サービスの話も出ましたが、この施設は、基本的に自炊または配食サービスで生活していただくという考え方になっております。

やはり、大正地域のことを考えますと、そういった実需者といいますか、需要される、配食を希望する方が一定の底辺の裾野にいないと、事業もこれからなかなか運営ができないというふうに考えておりますので、できれば、地域ごとへのなるたけ近い、自分の住み慣れた自宅から近いところへの整備というのは今も考え方は変わっておりません。が、まずは、窪川地区の施設の動きを見ながら、できれば、窪川にも病院、そして量販店がございますので、大正地区の方にもこちらのほうで一旦生活をしていただいて、そういった状況を見ながら基本的には計画どおりの、今後の整備の方針は変わっておりませんので、そういった必要性、最終的には必要性でございますので、その辺の必要性が担保できれば整備は進めていきたいとは考えておるところでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 町長の今の所見を伺いました。高齢者生活支援住宅、窪川で出来上がった分について、建設に費用、財源紹介ということでいただいておりますが、8,600万円、いずれにしても内訳は県補助が500万円、それから過疎債ということで、これに充当するもの7,800万円使っております、町財源は300万円近くというところの財源になっておりますが、いずれにしても費用対効果というところで、実際ふたを開けてみたら1名、2名、3名ぐらいの入居しかないということになれば、やっぱり、これがこういう稼働率であれば、非常に重荷になるということになりますので、じっくり検証されて、今後の大正、十和地域についてもそのあたりのところも見比べていただいて、しっかりしたものを

今後考えていっていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。

時間配分がありますので、高齢者の生活支援住宅の関係については、一応今の現状を承っておきたいと思います。

それから、これにいろいろ関連をする関係で、地域包括支援センターのシステムの構築ということで、次の大きな3項目めに挙げております。これは、やはりこの四万十町の高齢者福祉計画の大きな目玉というか、大きな仕事になっていくんだろなということで実は挙げておりまして、最近、福祉計画が、これが平成27年、昨年の4月から介護保険法が改正になりましたということで、包括支援センターを機能を強化していきなさいというところの国の指示があつて、今動いておるということで承っております。

地域包括支援センター、先ほど来の話、非常に高齢者が増えてきて、自宅で、住み慣れたところで生活をしていくということで、今後も支援をしていくということで、国を挙げて、今言った、そういう地域での安心した生活ができるような支援をする、全てを包括する支援センターを造って充実をしていこうということの表われだということでもあります。が、本町において、この高齢者福祉計画の第6期に兼ね添えて、この国の動きということが連動しておるということで、ずっとこれ読んでみておるんですが、実態的に今回この改正介護保険法によって包括支援センターがどんな仕事が新たに入ってきているのか。大きくて結構ですが、こういう仕事ですというところを分かりやすく説明いただければと思いますが。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

介護保険法が改正になりまして、今までの要支援1・2の部分の給付費というもので措置をされておったものが、今度は事業費ということになりました。その中で総合事業というものに取り組まなくてはならなくなっております。そのために、本町のほうでは生活コーディネーターという職の者を雇用いたしまして、地域地域でどのようなサービスが実施できるのかというところを今、協議会も設置をして協議もしておるところです。また、地域ケア会議というものもございまして、そのものにつきましては、昨年度までは2か月に1回というところでありましたけれども、今年からは月に1回に増やしまして、地域のネットワークの構築を図っておるところです。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 昨年の4月から介護保険法が改正になったということで、生活支援コーディネーターという名前の方、それから地域ケア会議が月1回実施をされていくというところであります。

それ以外に、今回これに関連した地域支援センターの強化ということでもう1件、在宅医療と介護の連携といったところのテーマが入ってきているやに読ませてもらっているんですが、そのあたりのところについて、新たな動きがあるのかどうかというところをお伺いしておきたいのと、それと併せて、もう時間が配分がありますので、一緒にお聞きをしていくんですが、地域の包括センターが本町、今、大正の地域振興局に窓口としてというか、どういう表現をしたらいいんでしょうか、総合窓口的な機能があります。従前から、十和地域振興局にそういう出先の窓口がないというようなことで、同僚議員あたりから非常に何回も予算の絡みで質問があったりをいたしております。

やはり、この地域包括ケアシステムという構築において、地域包括支援センターがやはり全町的にカバーが今なされておるのかどうか。言わば、今は大正地域振興局から十和のエリアまでを動いているというような状況で聞いておりますので、地域包括支援センターのいわゆるメンバーですよね。限られた、看護師とかいろいろあると思うんですが、どういったメンバーの内訳になって、大正にどういう形で常駐しておるのか。問題は今後、その十和地域あたり、今のこの段階で、このシステムを強化していく形でやられるのかどうか。そこのあたりのところを、今言った在宅医療・介護連携の絡みと含めてお伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） まず初めに、医療と介護の連携についてでございます。これにつきましては、今すぐにどうこうということはできませんので、これから先、未来に向けて、どういう連携が図っていけるのかというところ、ずっと協議をしておるところでございます。

また、包括支援センターのことについてでございます。組織体制、いろいろ、これまでも酒井議員を始めといたしまして、幾度となく質問をいただきました。お答えもさせていただいたところではございますが、今回もまた強化機能ということでご質問をいただきまして、言い換えれば、地域の方がそれだけ心配をしておるというところで認識もさせていただいております。特に十和地域の分について十分に回っているのかというところで、本庁には5人の職員がおります。西部支所には正職3人おりまして、法定で定められた人員

は満たしておるところでございますけれども、何回も説明いたしました、育休の職員がおりまして、実質2人、それから代替で1名補完をしましてやっております。大正、十和、非常に広範囲でありまして、職員にとっては正直きついところもございますけれども、訪問、相談対応といったところでは、住民の方々にご迷惑の掛からないように対応させていただいておると認識をいたしております。

また、育休中の職員につきましては来年1月に復帰をいたしますので、9月議会で酒井議員の質問にもお答えさせていただいたとおり、十和地域振興局のほうに常時1名は常駐を、常駐というか、訪問もありますので、常時座っているということではございませんけれども、行くようにいたしまして、住民の方も不安も払拭をしていきたいというふうに考えております。

それと、職員の中身ですが、本町の正職員5名のうち、保健師が2名おります。それと社会福祉士が2名、それと主任ケアマネージャーということになっております。保健師1名については主任ケアマネも持っております。それから、西部支所のほうには、主任ケアマネと保健師が2名という内訳になっております。

今、十和にも1名、常駐じゃないですけど、毎日おるというようにするというのを答弁いたしましたけれども、それでもなおかつ地域包括支援センターの機能が十分でないと判断する場合には、業務内容の見直しも含めまして検討していきたいというふうに思っておりますし、今、興津地区におきましては、社会福祉法人への運営事業委託という形で地域包括支援センター・ランチ、出張所でございますけれども、それを置きまして対応に当たっております、そのところは現在良い方向に回っておりますので、場合によったらそういったことも考えたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、地域包括支援センターの強化につきましては2025年をめどに地域包括ケアシステムの構築を推進していくためにも、地域包括支援センター運営協議会のほうでも運営状況の把握、見直しを常に図ってまいりたいとそのように思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） ご答弁をいただきました。十和地域の西部支所イコール十和地域の窓口にも近々年明けには常駐さすということでありました。課長が答弁の中に言ったとおり、十和地域、大正地域含めて四万十町は非常に広いエリアです。1名の方を地域を訪問

していく時間がひどいときには40分、50分、片道、掛かるわけでありますから、そこで常駐して1名でやっていくというのはなかなか至難の技というところにもなりますし、今から支援センターを機能強化していくということになりますと、今言った保健師、社会福祉士、あるいは主任ケアマネ入れて、一応人数的には充足をされておると言いながら、本町的な充足の仕方ということも今後、やっぱり考えていかないかんという思いがあります。

やはり、この取組を効率的に行うというのは、人員配置という、予算措置というのが伴ってくると思いますので、やはり、ここは将来的に向けて、先ほど冒頭から言ったように、高齢化が進む我が本町であります。先々、後々、市町村も同じようなところに入ってくるわけでありますが、まずは先鞭をつけて、やはり四万十町が高齢者福祉にこれだけ力を入れていくというようなところの予算配分、配置もしていかないかんということであれば、この包括支援センターの拡充、充実は、これ、喫緊の課題でありますので、是非、町長、今後この予算措置、人員配置については、ウエートを持って考えていただきたいなということで切にお願いをしておきたいと思うんです。

在宅医療・介護連携の関係については先々ということで、課長答弁がありましたが、これは、平成30年ぐらいまでには実施しなさいということで国は言ってきておるはずですよ。ですから、平成30年ってもう間近ですよ、これはもう医療体制をつくらないかんので、今日、政策監もおりますが、やはり医師との絡みもありますので、そのあたりのいわゆるリハビリ関係でしょうかね、在宅医療ですので、そういったところの医療団との構築もしっかりしていかないかんというところでありますが、まだそういった話は一切されていないということでしょうか。一点だけそれをお伺いしておきたい。どちらでも結構です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 一切されていないということではございませんで、話をしておるという段階でおります。理解をしていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 政策監田辺卓君。

○政策監（田辺卓君） 医療機関の役割というものについて申し上げたいと思います。医療機関の役割ですが、訪問診療の提供、そして入院治療の提供、そして在宅復帰のためのリハビリテーションの実施、これらが医療機関の役割というふうに考えております。そして、疾病発症の後には、健康と予防医療の提供、そして、介護予防のためのパワーリハビリテーションの提供。こういうものが医療機関の役割というふうに考えておりますので、こういうものを十和地域、大正地域の診療所においては、地域ケア会議等を通しまして実施

しておるという状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 一応在宅医療あるいは介護連携の話が進んでおるということであり
ますので、平成30年までにはしっかり構築をして、在宅医療介護が包括支援の中で実施を
していくというところでお願ひしておきたいと思います。

非常にこの高齢者福祉の関係、時間がまだまだ足りないぐらいお聞きしたい分があるん
ですが、発言時間あと8分ということでもありますので、もう1項目だけ、大きい項目だけ
挙げておりますのが、危機管理の関係で挙げておりますので、残りの僅かな時間でありま
すが、要点だけお伺いをして終わりにしておきたいと思います。

内容は、地域防災計画がいろいろつくってありまして、本町も危機管理課を中心にして
しっかりしたものが出来上がっているというところでありまして、折々に改正を、見直し
をしておるというところであります。避難行動要支援者の名簿なんかの見直しも今回入っ
ておりますしということで挙げておりましたが、これは先ほど来のお話で十分承っており
ますので、割愛をしておきたいと思います。

1点だけ防災行政無線のシステムということでお伺いをしておきたいのがあります。実
は先般、地域の警察の駐在所の連絡協議会の中でお話をいただいた分で机上訓練、いわゆ
る机の上の、いろんな関係団体が机上訓練をしていく中で、この地域防災システムが最悪
の事態、例えば停電とか、それから本庁のこのもとから発信するところが何か関係でアウ
トになった場合について、無線方式でその連絡がとれなくなるケースが出来上がるとい
うところではありますが、そういったときに警察、消防、それから行政がうまく連携をとれ
るようなシステムづくりというのが必要ではないかなというような話がちらちら耳に入っ
てきましたものですから、本町について今、この防災行政無線、どういう形の無線である
のか。それから、いざ最悪の場合のケースって、どんな感じがあるのか。そこらだけまず
お伺いをしておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） お答えさせていただきます。

防災行政無線というところは今、整備はございません。屋外放送等で情報等の通知はし
ているところでございます。有線の遮断等によりまして通信機器が使用できないというふ
うな、もっとも有効なところは、有線に依存しない通信施設をして、衛星電話、そして無
線系、デジタル簡易無線とか消防デジタル無線などは整備している状況となっております

す。

以上です。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 本町が今、この防災の行政無線のシステムというのがアナログなのかデジタルなのか。要は、総務省なんかはデジタル化をしろというふうな指導がどうもあるように、どちらかというところデジタル化のほうがいろいろ、いわゆる伝達手段としてはベターな方法だということでありまして、いざというときの対応としては出来上がるということでありまして、本町の場合の今、施設をされておる行政防災無線というのはどういう採用方式なのか。今後しばらくはこの状態でやっていけるものなのか。いろいろ年度の更新もあるやに聞いておりますが、既存の今の状況はいかがかどうか。老婆心ながら聞いておきたいと思います。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 屋外放送につきましては、ケーブルネットワークの配線を利用した有線によるものとなっております。消防それから消防緊急無線については、デジタル化ということで、ただいまデジタル化して、全分団とか消防署のほうに配備している状況となっております。無線のほうは最近更新しましたので、当分の間はデジタル化されておりますので、今後、今のところ計画はないところです。屋外放送につきましては、ケーブルシステム機器等の更新等に合わせて更新等はしていかなければならないとは考えているところでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） 今の状況は聞きました。有線である程度の部分があるということですので、地震等で切断をされるといったところで、各地域地域にいわゆる告知放送のスピーカーが施設をされているわけでありまして、実際それが機能しなくなった場合とかいったケースが想定をされるわけでありまして。究極の話、いざもう最悪の事態で、例えば警察、消防、それから行政との連絡というのが同じチャンネルで同じようなシステムで、そういった連絡がいざといったときにできるのが一番ベターだと思うんですが、そういう方法というのは、今のところ考え方としてはないのかあるのか、そのあたりを聞いておきたいと思うんですが。要するに、いざ最悪の場合の想定ですよ。要するに、警察、あるいは消防、我々の行政とうまく同じチャンネルで連絡網がとれないかどうかということなんです。

○議長（橋本保君） 危機管理課長野村和弘君。

○危機管理課長（野村和弘君） 現時点ではほかの組織間との連絡網、消防と警察、自衛隊との間の無線の相互通信については整備できていないところでございます。ただ現状、ちょっと言わせていただきますが、相互間通信による無線の整備はできていないところでございますが、災害対策本部などを設置した場合などには、例えば警察署の職員、リエゾンといいます、組織の垣根を超えて、組織の連絡、連携を図る職員として本部のほうへ詰めていただくようにしております。その中で当然、警察の無線等も利用するわけですが、情報の提供や伝達、組織間の情報の共有など連携を図るようにはしております。

情報の収集、伝達などについては、大変重要なところでございますので、このような形で整備できるまでの間はほかの組織間とも連絡体制の充実、連携を図っていきたいと考えているところでございます。ただ、相互間通信の整備につきましては、それぞれ組織の実情等がありますので、すぐにというところにはなりません、今後、そういう無線の整備については課題ともなっておりますので、検討はしていかなければならないとは思っているところでございます。

○議長（橋本保君） 15番中屋康君。

○15番（中屋康君） ありがとうございます。そういった話が出ておりました機関からも、一応そういう構築を急がないかんというような話を承ったものですから、うちも行政として、今後の課題として、やはり、これはひとつ、いざというときのために、できるだけ早目に構築をしてもらったらということでお願いをしておきたいと思います。

時間がまいったようでありますので、今日、私の質問は終りたいと思います。

○議長（橋本保君） これで15番中屋康君の一般質問を終わります。

ただいまから10時45分まで休憩します。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番西原真衣君の一般質問を許可します。

16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 質問の許可を議長から得ましたので、今から16番西原真衣、一般質問を始めさせていただきます。

まず、前段の15番中屋議員から同じような質問の重複部分がありましたので、そのと

ころははしらせて、なるべく質問を進めていきたいという考えで行わせていただきます。

まず、一番最初、高齢者安心生活支援住宅の現時点の入居希望者数、これは分かりました。2人であり、なおかつ、入所判定委員会によって1名が入居された。つまり、7室の空きがあるということが分かりましたので、これは答弁は結構でございます。

二番、希望者の少ない理由をお伺いしたいと思います。希望者の理由の少なさをどのようなところに要因を感じていらっしゃるかということでもあります。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

今の段階では、高齢者安心生活支援住宅の認知度でありますとか、居室使用料が2万円、2万5,000円といったところで、低所得者への減免制度の周知が十分でなかったり、また、入居者の生活ぶりを見てから考えたいというような様子見であつたりとか、いろんな要素があると今の段階では思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 今の答弁を簡潔にまとめさせていただくと説明不足ということですね。周知度が足りないことが主な理由であると。あと、そこにためらいもあると。どうい生活ぶりかを確かめてから自分の入居を決定したいというようなことであろうかと思ひます。

では、それでは次に、大正、十和での住民説明会の概要についてお伺ひします。それは、先ほどの森副町長の答弁、集落担当職員による自宅訪問によるヒアリングとはまた別に行われたものがあるかと聞いていますので、その十和、大正地区における住民説明会の概要をお聞きします。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） それでは、大正、十和地域での住民説明会の概要ということになります。ちょうどその説明会に課長と一緒に私も出席をしておりましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思ひます。

十和地区では、今年の1月28日に昭和基幹集落センター、それから5月26日に十和地域振興局の2階で説明会を開催しております。大正地区におきましては、説明会は開催をしておひません。

次に、説明会を開催した経緯についてであります。議員ご承知のように、低廉な高齢者生活支援住宅の整備基本計画、これは昨年8月に策定ということで、昨年の12月1日から25日まで意見公募の期間を定め、町民の皆さんから意見公募を行ったところであります。その意見公募であります。15件の提出意見がありまして、その全ての意見が十和地域の整備についての意見であったこと、また、整備予定地域である昭和中学校の使い方について145名の方から署名の提出がありましたので、十和地域での地元説明会を開催する必要があると判断をしまして、開催をしたものであります。説明会には、昭和基幹集落センターには26名、十和地域振興局には15名の方が集まっていただきました。

提出された意見については、住宅の規模、機能、構造及び運営に関する意見と計画決定までの経過に対する意見があり、中でも昭和中学校の改修に係るプランに対する意見が多くありましたので、昭和中学校の休校後の経過説明であるとか、高齢者支援住宅の整備計画、意見公募に対する町の意見について説明を行いまして、質疑応答という形で会議を終えたところであります。

以上であります。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 概要は分かりましたが、それで、実は私、健康福祉課で、この十和での説明会についての担当職員の把握内容について耳にしました。そこで私が聞いた言葉なんですけど、十和では、なぜそもそもこのようなものが必要なのかという意見が複数あったと。私が聞いた範囲ですよ。その「なぜそもそもこのようなものが必要か」という意見の背後をどのように推察しますか。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 確かに、このようなものが必要かという意見ということですが、ただ十和地域の昭和中学校につきましては、その利活用をどうしていくのかということが休校後からの課題でありましたので、休校後の校舎の使い方が行政の方が一定、今回、高齢者の整備住宅という案を示した経過がありますので、その部分での考え方があったというふうに理解をしております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 実は、私もこの昭和中学校の跡地利用に関しては、パブリックコメントを提出した人間の一人であります。その場合には、わざわざ自宅まで資料を届けに来てくれた方がおいでました。だから、パブコメの案件が通常とは異なって15件もあった

のだと思います。それが、テーマが昭和中学校の利活用ではなくて、私がお聞きしているのは、高齢者生活支援安心住宅、そのようなものがなぜそもそも必要なのかという現場で出た意見の背景をどのように推察するかということを知っています。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

これは私の公約でございますので、そもそも住民から必要だというようなご意見は、私のお聞きした範囲内、そして私の推測、そして、今後の政策に生かしたいという思いで今回のこの住宅整備を進めたところですので、やはり一様に、それぞれの皆さん方、様々なご意見があると思いますので、そういった意見も否定するわけではないですけども、今回は、私がお約束させていただいた案件だということでご理解いただけたらと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 確かにそのとおりであろうかと思います。ですからこそ、中尾町長は、国民年金で入れる老人ホームを公約に挙げられて町長に当選なさいました。実は、そのことなんです。それで、私はそのことに関連しまして、次の質問を用意しました。つまり、「四万十町高齢者の住まいに関する調査」の手法です。これを答弁していただきたいんですけど、その次の質問が調査結果についての見解を聞くで、一応調査の手法は資料で自分で取りまとめたものがありますので、この5番と6番をまとめて質問させていただきたいんですけど、それで議長、構いませんか。

○議長（橋本保君） はい。

○16番（西原真衣君） それでは、「四万十町高齢者の住まいに関する調査」の手法に関して、自分が資料をまとめたものがあります。まず、四万十町在住の65歳以上の全高齢者、ごめんなさい、ここ数字、間違っています。65歳以上が7,000人、確かおいでました。中から無作為抽出によって700人を選び出し、郵送によるアンケートを実施した。ただし、この700人からは、介護認定の要介護3から上の人と現在入院中や施設に入居している人はあらかじめ除かれています。つまり、ひとまずは自立して生活をしている65歳以上の高齢者ということになります。アンケートの結果、これ、回収率60.4%です、このような低家賃の高齢者住宅に関する需要を413人中の123人、つまり約30%が割り出されています。

これは調査票の問3、調査票も手元に資料がありますので、ここを書き出してみました。「病院に入院するほどではないけれども、通院や日常の生活がしんどくなってきたと

きに高齢者住宅に住んでみたいと思いますか」。三択です。「住んでみたい」「住みたくない」「分からない」。その中の1番「住みたい」と回答した人が人数、つまり123人ということですね。回答者413人の中の123人ということであるようです。つまり、自立した高齢者の30%がそのような住宅に住んでみたいと回答したという数字がアンケート結果、出ているということです。

ただし、アンケートの回収率が60.4%ですので、アンケートに回答しない人はこのような住宅に関心がないとみなされますので、要介護2以下の在宅高齢者の約18%がこのような住宅に住んでみたいという意思を表示したと考えられるのではないのでしょうか。このことが、十和の説明会で「そもそもそのような施設が必要なのか」という意見が出たことと照合する結果だと私は自分では思いました。

このアンケートは、在宅高齢者の生活実感を反映した非常に興味深い内容となっています。まず、問1「これからの暮らしについて心配なことは何ですか」。最多の回答は「病気になる。病気が重くなる」次が「身の回りのことが自分でできなくなる」。そして、次が「生活費が足りなくなる」でした。つまり、高齢者安心生活支援住宅は、軽度の認知症か心身の虚弱者と入居対象者を絞り込んでいますので、安心をうたってはいますが、高齢者の近未来への不安感の強い、つまり「病気になる。病気が重くなる」、次が「身の回りのことが自分でできなくなる」に対して安心というものを提供しているとは言い難いことにになるのではないのでしょうか。町長見解を聞きます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答え申し上げたいと思います。

この施設については、町全体の、それぞれ介護保険3施設、それに加えて、それぞれ現場での宅老所、そして軽費の老人ホームという、いわゆる総称のケアウス、そういった中でこの事業の整備をしたところでございます。やはり、議員もご承知だと思いますけれども、それぞれ地域の皆さん方は、日に日に変化があります。ですから、やはり、多種多様な福祉施設の中で、その方に合ったケアをしていくというのが基本的な考え方でございます。今回はそういった一定の自立ができる方になるだけ、健全な健康な体をもって生活できる。そして、一定の見守りもしながら不安を解消するというような位置付けの施設でございますので、その辺のご理解をいただければと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 当然のごとく理解しているつもりではあります。

続きまして、ちなみにこの数字は、住みたい、住みたくない以前の回答です。さらに、アンケートの問いに「年齢と共に体が弱っていくことを考えた上で、現在の住まいや周囲の環境についての不都合はありませんか」に対する回答で、最多は「病院等への通院」、次いで「街や中心まで遠い」、次が「住宅や周囲の維持管理」という結果になっています。これは病院と買い物、家の維持管理が高齢者にとっての三大生活課題であることを如実に表わしている結果であると思います。病気になることへの不安は、そのまま要介護状態になることへの不安でもあります。

ここで、手元にあります四万十町高齢者福祉計画介護保険事業計画第6期平成27年3月によりますと、四万十町の65歳以上高齢者は、65歳から74歳までが3,036人で、全体で7,422人、75歳以上が4,322人と、75歳以上人口が65歳から74歳までの人口より約1,300人も多く、人口の著しい高齢化が見てとれます。この7,422人中要介護認定を受けている人が全体で1,561人と全体の約21%です。残りの79%の方々は、ひとまず自立して生活してを営んではいますが、上記のアンケート結果に表われた病院、買い物、家の維持管理上の不安を抱えているということになります。

さらに、アンケート結果から見えてくることは、「住んでみたい」と答えた人限定で聞いた「どんなところに引っ越したいですか」に対する回答の最多は「日常生活の上で必要な手助けがある」、次いで「病院や高齢者向けの施設が近くに整っている」、次いで「食事が用意される」でした。引っ越し先での不安の筆頭は、現在住んでいる住宅の維持管理が最大の心配要因で、次いで、引っ越し先の人間関係、それから日々の生活費と続いています。

最後に「住みたくない」と回答した人限定で聞いた「このような高齢者向け住宅が必要ないと思う理由は何ですか」に対する回答の最多は「長年住んできたところだから住み続けたい」、次が「今の家に満足しており、このまま住み続けることができると思う」ということでした。このアンケート結果の全貌から見えてくることは、高齢者の不安感が健康、移動、家の維持管理に実に集中しているということでした。そして、大半者の高齢者ができれば住み慣れた自宅で家族と共に生涯を暮らしたいと切に願っているということであると思います。町長見解を聞きます。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私も議員のご意見のとおり、なるだけ自分の自宅で、または地域の皆さん方と生活をしたいという考え方は、そういうふうに私自身もそう思っております。

す。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私も同感であります。けど、なぜそれがかなわないかということについてお伺いしたいと思います。

先ほどの町長答弁の中に、入居者が少ない背景に、やはり、既に施設に入っている人、自分でしかるべく安心を得ている人の方について言及をされました。そこが非常に問題であると私は思っております。なぜかといいますと、そういう施設に入るためには、それなりの身体状況及び資力を必要とするからであります。この二つの条件がそろっていないと、そういう施設には入所できないのであります。しかしながら、このアンケートの対象者は、繰り返しになりますが、要介護2以下の現在入院中でなく、介護施設等に入居していない人でした。つまり、高齢者共通の不安が既に現実化してしまい、なおかつそれに対処できた人々が除外されているということです。現在は何とかなっているが、若しくは何とかせざるを得ない、実感としてですね、が、近未来に不安を抱えている多くの高齢者が四万十町に存在していることが判明しました。

また、高齢者の生活条件はまちまちで、家族のいる人、いない人、身体状況や生活費の潤沢な人から逼迫している方まで実に様々です。この高齢者の住まいに関する調査に基づき、町は町が保有するもろもろのデータから高齢者安心生活支援住宅に住みたい人36人を割り出しました。ここで使われたデータについて、個別に聞きます。これは整備計画の資料の中に含まれておりましたので、それについて聞きます。

時間がないので、列挙させていただきます。この町の65歳以上の高齢者は何人ですか。その中でひとり暮らしの人は何人ですか。3番、その中で何らかの施設や高齢者向け住宅に入居している人たちは何人ですか。4番、国民年金だけの収入で暮らしている高齢者数は何人ですか。また、その年金額はどのようなものと把握していますか。次、65歳以上の高齢者中生活保護の受給者は何人ですか。なぜかといいますと、この高齢者安心生活支援住宅の入居要件に「生活保護受給者または世帯構成員全員が住民税非課税」ということが筆頭に書かれてあったからであります。続きまして、現在、町営住宅に入居している生活保護受給者は何人ですか。その方々は、あえて高齢者安心生活支援住宅に入居する必要がないということですよね。現在自立という条件も同じであります。

そういうことについて、ちょっと列挙させていただきましたが、回答をお願いします。

65歳以上の高齢者、ひとり暮らし、独居、施設に入居者、国民年金だけで暮らしている高齢者、そして65歳以上の生活保護受給者数です。あと、町営住宅入居者の生活保護、65歳以上の人数。

○議長（橋本保君） 今、課長、全部が分からなかったら、数は後で知らすということであれしたらどうですか。福祉課長、そういうことで、もしわからなかったら数字については後でということ。

○健康福祉課長（山本康雄君） はい。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 申し訳ありません。ただいま65歳以上の方の人数等、ひとり暮らしの人数、ちょっと、ここ手元にありませんので、後でお知らせをいたしたいと思います。

順番は前後いたしますけども、まず65歳以上の生活保護者数でございますけど、163名。12月6日現在の数字でございます。それと、65歳以上ではございませんけれども、国民年金のみの収入の方の人数は3,988人になっております。それと、施設へ入居されている65歳以上の方の数字もちょっと今のところ手元に持っておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（橋本保君） 建設課長佐竹一夫君。

○建設課長（佐竹一夫君） 町営住宅のほうは建設課が管理しておりますので、お答えさせていただきます。

今、町営住宅の入居者世帯が全体で527世帯。そのうち保護世帯が27世帯。うち65歳以上の世帯が18世帯と。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 私がなぜこういうことをお聞きしたかといいますと、これは私の問題意識に基づいたデータの取り方であります。こういう数字を把握して、この町の高齢者安心生活支援住宅への潜在的なニーズを探るという手法が、私の問題意識に基づいてはありますが、なぜかとられていないような部分を少し感知しました。

続けていきます。ちょっと補足説明させていただくと、まずは、ですから、高齢者であるということ。国民年金の受給者あるいは生活保護の受給者であるということ。そして、独居であるということ。そして、持ち家があるかないかということ。現在の住まいに關す

ることですね。施設とかにおいでる方、病院とかにおいでる方、老人福祉施設とか老人保健施設においでる方は、そこはもう現在の居場所、つまり、何らかの形で住まいがあるということです。そういう方を除外して潜在的なニーズということを見ていくというのが手法ではないかなと思ったのでお聞きしました。

それで、関連質問で生活保護について伺います。生活保護受給者が日本全体で年々増加傾向にあると報道されています。これは年代を問いません。景気と雇用の悪化の結果であると思います。そこで、この生活保護に関しては、その制度の理念や運用状況が正確に理解されていないことがままあり、そのために無用な偏見やバッシングの対象にもなりがちです。制度への無理解から来る偏見やバッシングは、生活保護制度の運用にとって本来有益ではないと考えます。また、よく聞かれる、この町でよく聞かれるからです、生活保護制度に持たれている疑問。生活保護の受給額が真面目に掛け金を支払って長年受給資格を得た国民年金の年金額より多いのはおかしいという意見に対しても、まず、その実態の把握から議論が展開されることが望ましいと考えます。生活保護制度における受給額の決まり方、四万十町における実際の支給額の範囲。個々に違うと思いますが、範囲、つまりレンジはあると思いますので、その支給額が国民年金受給額と比較してどうなのか。及び、受給停止になる際の停止理由と前年度における停止件数について説明を受けたいと思います。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、受給額のほうでございますけれども、これは国の定める基準について算定をいたしました最低生活費と世帯の収入との比較をして判断いたしておるところでございます。例えばでございますが、最低生活費がこれだけ、ここでちょっといきますけど、あるとします。ほんで年金がこれだけと、半分としたら、その最低生活費の半分以上を年金収入でありますと、その半分は生活保護から出るという仕組みになっております。

それと、停止要件につきましては、ある一定の、ある程度貯蓄ができたとか資産ができた場合に停止がされる場合がございます。それと就労された場合、そういう時は停止をされます。停止人数につきましては、ここに数字がございませんので、これも申し訳ございませんが、昨年度の人数について後でお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） 生活費というものを区分しますということですよね。よく分かり

ませんが、生活に必要な額を積み上げて、それで生活保護の受給額というのが決まっていると。年金額がそれに満たない部分は、生活保護受給者はその差額を補填されるということは分かりました。でも、私が聞いていることは生活保護の受給額と国民年金の受給額の多寡を聞いております。場合によっては、国民年金の受給額のほうが生活保護の受給額より低い場合もあるのではないかとということです。その実態の把握が制度の運用上、本来、必要ではないかということです。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えいたします。

大体の数字でございますけども、生活保護のそうやって積み上げていった1か月の生活費、多分11万円ぐらいだと思います。ほんで、国民年金、65歳以上で受け取る場合、40年掛けた場合には78万100円だったと思いますが、その差はございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 簡単にまとめさせていただくと、国民年金受給額というのは月に6万円弱ですよ。それも減額の傾向にありますよね。ところが、生活保護の受給者の方は月に11万円受け取っているということですか。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 生活保護は世帯単位で行うことになっておりますので、お一人でありましたら少ない場合がございます。が、幾らということではございません。その人によって違いますので、その方が生活するのに必要な最低の生活費ということでございますので。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） はっきり申し上げて、非常に曖昧な答弁であると思います。それは世帯単位で支給されるということは知っております。けれども、国民年金の受給額は個人で聞いております。ですから、個人の生活保護受給額で答えていただかない限りは比較ができません。私が把握しております情報は、担当職員から直に聞きました。70歳独居の男性で月に6万340円。記憶にたがいなければです。ですから、国民年金の受給額とほぼ均等かなとは思いますが、ただし、生活保護の場合には、別途、医療扶助、住宅補助があります。もちろん納税もしなくて構いません。ですから、生活の安心度は実に寛容な部分です。高齢者における生活の安心度は生活保護受給者のほうが実質高いかなということとは

○健康福祉課長（山本康雄君） 非課税世帯のことについてお答えいたします。

世帯数につきましては、平成28年度、非課税世帯は3,832世帯、人数が5,259人。そのうち65歳以上の世帯数につきましては4,077世帯でございます。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 分かりました。非課税世帯が3,832世帯、約4,000世帯と考えて、この町には8,000世帯ありますので、実に驚くべきことに、この町の全世帯数のほぼ50%近くが住民税非課税世帯であるということが分かりました。住民の生活は非常に楽なものではないということを示していると思います。

それとなおかつ、住民税というのは個人に掛かってきますので、住民税非課税である人、これは多分、かいつまんで言って、年収が100万円以下には該当するかと思いますけど、その方が町民1万8,000人弱の人口の方で5,259人もいて、その中の実に4,077人が65歳以上であるということですよ。ですから、高齢者が非常に生活実態が、そのような収入で暮らしていらっしゃる方がこれほどの人数いるということが分かると思います。つまり、町民の生活実態は全体的に、実に金銭的にゆとりのないものであることがうかがわれます。

続きまして、国民年金収入しかないひとり暮らしの65歳以上の高齢者、身体虚弱で家の管理や、買い物、病院等の外出に負担感があり、持ち家の今後の管理や、老い先、介護に金銭的不安を持つ高齢者像は、この四万十町では実にリアルな姿です。多くの住民が明日の自分像と重ねてしまう現実的な懸念であり、不安感です。中尾町長は正にこの不安感の払拭を選挙で訴えて、国民年金で入れる老人ホームを目玉政策として当選を果たし、その思いをこの高齢者安心生活支援住宅に結実させようとしていることがこの入居募集の冊子の表紙に書かれている「四万十町は合併して10周年を経過いたしました。依然として高齢化が進み、とりわけ独居の高齢者が増加している状況が続いております。このような中、戦後の復興期から今日まで地場の産業を守り、子育てを行い、地域社会の一員として活躍され、本町を私たちに継承していただいた高齢者の方々が安心して生活できる環境づくりは町民の願いであり、また今日の地域社会の重要な課題でもあります。

また、本町のような中山間地域で高齢者が安心して生活できる環境づくりに当たっては、買い物や通院などが可能な環境の中での住まいの確保と生活支援との連動は、欠かすことのできない要件であると考えます。また、地域の多様な社会資源と地域住民の力を生かした支え合いの地域づくりやより良き社会の創造にもつながるものと思います。

しかしながら、農林水産業を中心とした産業で発展してきた本町において生活する高齢者の多くは国民年金受給者であり、ケアハウスや有料老人ホームなどの利用は極めて困難な状況にあり」、恐らく経済的な理由からでしょう、「要配慮低額所得高齢者が入居できる住宅や施設は充足していない状況となっております。このような状況に対応するため、自立した在宅生活を送ることが困難、不安になってきた低所得者高齢者が入居対象とする安心できる低廉な住まいを整備しましたので、その入居者を募集します」と国民年金受給者が対象であること、及び国民年金受給者は町の基幹産業である農林水産業に長年携わり、町の発展に尽くしてきた方々であること、及び国民年金受給額では中山間地域における買い物や通院の便宜が考慮された住まいの確保が重要施策である上で、経済的にアクセスできる社会的資源である経費老人ホーム、つまりケアハウスや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームがないことが明記されています。

地場産業を担ってきた高齢の方々に対する感謝の意と敬意と共に、それらの方々のための老後の住まいという社会的資源を四万十町が従来持たなかったことへの内省であると私自身感じましたが、ここで一つ確認したいことがあります。

まずは、「本町において生活する高齢者の多くは国民年金受給者であり、ケアハウスや有料老人ホームなどの利用は極めて困難な状況にあり、要配慮低額所得高齢者が入居できる住宅や施設は充足していない状況となっております」の部分です。

次いで、ちまたでよく話題にされる、特老は待機者が多すぎて入れない。四万十ピアや仁井田の郷、ひなたは入居料金が高すぎて入れない。入ることができるのは公務員退職者や学校の先生上がりの人だけではないかという、ちまたで広く流布されているよく耳にする言説があります。

また、もう一つ、非常に切実なのが、在宅で高齢の認知症の両親を介護している人の切迫感であります。仕事を辞めたら復帰できないし、仕事しながら認知症の親を在宅介護していると自分が潰れるし、入院すると目玉が飛び出るほどの医療費が掛かってくる、そしてさらに、グループホームは待機があって入れない、です。これこそが、この町における人口の高齢化に必然的に伴う生活の必要と、提供されている社会資源の質、量を含めた深刻な不足感を物語る人々の生活実感であると私自身は感じています。

さらに、このような背景の中で打ち出された、このような不足感を解消するための施策である中尾町長の公約の実現と位置付けられている四万十町高齢者安心生活支援住宅の応募者が少ないという、不人気が存在していることに関しまして、残念ながら、この高齢者

安心生活支援住宅という施策における制度設計が、高齢者の抱く生活実感から来る現実的な需要をいまだに反映できていないのではないかという懸念があると思います。

そこでまず、生活保護制度の概要を聞いたのと同様の意図で、まず入居案内にあります「国民年金受給者には利用料金を賄えないと判断されている」、これは、町長自らの判断でそのように入居案内の表紙に書かれてあります。その実態把握について聞きたいと思います。つまり、この四万十町公設の生活支援ハウスや生活支援住宅の入居要件と利用料金、それから公設以外の、ただし健康福祉課が出しております介護保険のガイドブックがあります。その裏表紙に末尾に四万十町における社会的資源として出しております、例えばケアハウス四万十ピア、例えばサービス付き高齢者住宅ひなた、例えば有料老人ホーム仁井田の郷、それらの社会的資源と四万十町がみなしている施設の利用料金ですね。こういうことの把握についてお伺いしたいと思います。

列挙させていただきますと、まず、ケアハウス四万十ピア、二番目、ひなた、サービス付き高齢者住宅、三番目、有料老人ホーム仁井田の郷。次に、これは公設です。四万十町の公設の生活支援ハウスなごみ、それから同じく生活支援住宅、大正の青空、それから認知症グループホームやすらぎの里、ゆうき、それから四万十、十和の里、あゆ、それからひだまり、それから梅の木。これらは四万十町の社会的資源であり、それぞれ利用料金というものの把握があるのか。それについてお伺いします。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お答えをいたします。

まず、ピアでございます。年収による階層区分がございますので、全部言いよったら時間なくなりますので、まず150万円以下の方が一番下でございます、8万750円。上は13万8,050円になっております。次に、飛ばしますけど、仁井田の郷につきましては、ほぼ9万7,000円。ひなたについては、概算額でございますけれども4万9,000円からとなっております。それから、なごみ。これはうちの指定管理によるものですが、なごみにつきましては一つだけ、収入120万円以下の人の部分につきましては、要支援1は5万2,170円から8万3,030円の間で利用料が決まっております。次に、青空でございますけれども、青空につきましては、1か月6万1,100円でございます。

料金については、把握できるところは把握しておりますので、後で資料をお渡ししたいと思います。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 利用料金の把握があるのは、四万十町健康福祉課でありますから当然のことであります。私がこういう場で利用料金を聞いた理由は、その利用料金を一覧表にして、この町の高齢者の健康福祉課に生活の実需において訪ねてくれる方に、そういう資料をその方々にこそ提供すべきじゃないかという考えに基づいてこういうことを聞きました。資料は内部にあり、議員が公会議の場で質問すれば資料は後から渡すという問題ではないと思います。人はみんな全員老いるので、だから、自分にとって必要なアクセス可能な社会的資源が何かという選択を個人が行うためには情報の提供が必要であります。情報の提供はこの町の健康福祉課の仕事ではないですか。住民対応における基幹的な仕事の内容ではないですか。そこをお聞きしているわけです。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 情報等提供ということがございました。本町におけます高齢者の居住系施設、先ほど議員のほうから言われました特養、老健とかケアハウス、グループホームなどがございますけれども、そこに相談があった場合には、主に地域包括支援センターが対応しております。それこそご本人の状況、要介護度、身体面、精神面、経済面、環境面、ご家族との状況によりまして、それぞれに適した施設等の紹介、情報提供をしてもらっておりますので、全てご本人さんにお見せしてやるということではないと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） そこで、その地域包括支援センターのマンパワーの不足がかねてから議会で取り沙汰されていませんか。ですから、需要に対する対応ができているのかどうかということは、それはそういうことにしておりますということではその実態は分からないですね。育休によって非常に不便、住民の皆様にご迷惑をおかけしている。四万十町は広いということは原因ではないと思います。そこにマンパワーを投下していないというのが根本的な原因であると思います。

続いて、次の質問をさせていただきたい。全ての全高齢者に対する途切れない生活基盤の確保、これが最終的な目標であると思います。この実現に向けて現況の問題点を指摘したいと思います。

まず、「みんな笑顔で介護保険利用ガイド」。これは、健康福祉課のカウンターに設置しております。これを持ち帰りまして、私は認めました。この末尾に社会的資源として列

記されているものの利用料金を私は全部調べました。訪ねて行って入居案内をもらいました。電話で聞きました。全部調べることができます。ただ、私はこの年齢で、車の運転ができ、そして理解力も、今のところ、記憶力も衰えていないからできるのであります。全てのこのような実需、つまり必要性が生じた方に自ら問い合わせ、内容を理解し、最適な選択ができるとは限らない。むしろできないという前提で情報の提供をすべきなのが役所の仕事であると思います。

続きまして、この「みんな笑顔で介護保険利用ガイド」。これの印刷部数とその配布先を聞きたいと思います。私はこれを見ることによって、制度の概要も社会的資源も知ることができました。町民向けであると思いますが、印刷部数と配布先はどういうところにあったんでしょうか。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） ここには数字を持っておりませんので、後でお答えいたします。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 数字の把握は既に私の手元にはあります。担当職員から聞いております。1,000部です。僅か1,000部。高齢者の人数が確か7,000人でしたかね。それで1,000部です。それはもう、恐らく健康福祉課のカウンターにしかないと思います。やって来るまでが大変だということを考慮していないということです。そして、読んだら理解できるとは限らないも考慮していないということです。そこが非常に、まずは行政サービスの発端であり、基幹部分である、そのこのところの体制ができていないように感じられるのは私ばかりではないと思います。

続きまして、まずは、日本という国は、社会保障におきましては全てが申請方式をとられております。申請方式ですよね。たしか今日聞いたところによりますと、高齢者の見守り台帳とか災害時の要配慮なんか、個別支援計画でしたか、あれも申請に基づいて行われていると。ところが、申請とは自分の意思であり、自分である程度の理解力があり、問題意識があり、状況把握ができるということが前提になっております。そういう前提で、非常に高いハードルを高齢者の方々に課しているという現実があると私は思います。

例えば、その介護保険のガイドの末尾にも社会的資源と連絡先が書いてあります。個別に連絡してくださいということです。家族がいる人はいいでしょう。でも、独居の方が自分で連絡して、その問い合わせ、連絡して手続きを進めていくことができるのでしょうか。

地域包括支援センターの方が現われる以前にハードルが高いのではないのでしょうか。

ですからこそ、役所の仕事は相手の状況把握をして、相手が分かるように説明を尽くすということであろうかと思います。果たしてそれが今、四万十町健康福祉課にその体制があるのか。まずは、どんな制度も法律も、社会保障に関する法律、制度、これは非常に複雑で多岐にわたり、なかなか理解し難いものがあります。我々でもそうです。我々の年代でもそうです。ましてや高齢者です。制度の概要を深く理解し、利用者に簡潔、明確に説明することは行政サービスの要であると思います。それなくしてはどんな制度も機能しません。どんな理念を持った制度も法律も機能しません。現況で四万十町健康福祉課には、そのような情報提供と説明の体制が構築されているのかの認識を聞きます。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 全てのご相談、先ほども申しましたが、主に地域包括支援センターが担っております。地域包括支援センターの職員におきましては、経験も豊富でございます。医療関係、介護関係施設等も日頃から連携を図っておりまして、いろんなパイプも持っておりますので、住民の方には安心して、まずは、ご相談があったら地域包括支援センターにご相談くださいということを言っておきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 地域包括支援センターに配属されている職員数は全体で僅か12人ではありませんでしたか。僅か12人でこの広い四万十町の、淡路島と同じ面積があるところに点在して住んでいらっしゃる中山間地域、山間部の非常にへんぴなところに住んでいらっしゃる高齢者の実態把握ができるものなののでしょうか。それと、もう一つ、地域包括支援センターは現場に出でいらっしゃる事が非常に多い。訪ねて行けても、行ったときに担当者がいない。一般行政職の方が資料の提供にも時間が掛かり、なおかつ資料の概要を説明できないという実態がもしあったら、そのハードルに高齢者の方は気持ちが萎えないのでしょうか。そのことに対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 町政全般の話、特に健康福祉課の話でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

議員もご承知のとおり、確かにだんだんの議員からも、地域包括支援センターの職員のそういったマンパワーの不足というのはご指摘をされております。ただ、全て地方事務で

そういった課題を払拭できるとは自分自身は考えておりません。せんだって12月1日、民生委員・児童委員の委嘱式もございました。やはり、そういった地域総合の中で自助共助という部分で、そういった民生委員にもご相談もしていただいて、なるだけそういった生活の実態も、また、社会福祉協議会のご支援もということの委員の業務になっておりますので、そういったところは総体的に、事あるごとに、区長に対しても、そういった見守り台帳も含めて、お気付きな点があればということで、それぞれの会議でご案内しておりますので、担当課の今後の課題については十分承知しておりますので、またそれはそれとして、私の体制整備の中で検討していきたいと思いますが、現行の体制の中ではそういった総合的な、やはりお年寄り、それから障がい者の見守りの中で、しっかり安心な生活が送れるような対策に取り組んでいきたいとは考えております。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 地域包括支援センターが実態を把握できるのかということでもありますけども、それにつきましては、地域に民生委員もおります。そういうところの方からご連絡をいただく。それからまた、町内の居宅介護事業者等もございます。そういうところからでも情報は入っております。それから、地域ケア会議、そういうものも先ほど、中屋議員の質問にもお答えさせていただきましたが、そういうことも月に1回にしまして増やしておりますので、情報は広く入ってきておりますので、ご心配をおかけすることはないと思っております。

○議長（橋本保君） 16番西原眞衣君。

○16番（西原眞衣君） 私は今まで随分と、自分が事業を把握するために健康福祉課に赴いて、担当職員にいろんな説明を時折受けてまいりました。私の実感を申し上げます。保健師の方々の説明のほうが簡潔明瞭で、一般行政職の方の説明よりはるかに分かりやすいということです。頭の中にすっきり入るということでもあります。しかし、保健師の方々は現場にいて、いらっしゃらない。説明を受けたいときにはいらっしゃらない。私は、自分の生活の緊急の必要性に迫られて聞いているわけではないので、まだゆとりがありますけど、そうじゃない方々、高齢者の方々って、生活の不安という面で待ったなしなんです。ね。

そこで私が言いたいことは、多分、質問の意図を誤解されていると思うんですけど、制度の理念と理解がなければ説明ができないということであり、地域包括支援センターが把握しているということではないんです。一般行政職が制度の理念を理解し、制度の概要を

理解し、それを説明できなくては運用できないということなんです。その部分を聞いているのであって、体制が全くないのではないかとは言っていないです。質問の意図を多分履き違えて受けとっていらっしゃるのではないかと思います。一般行政職こそ制度に通じ、法に通じ、その理念を理解し、説明がまずできることです。制度の概要を説明できるということです。そして、初めて健康福祉課を運用でき、地域包括支援センターに配属されているプロの介護福祉士、保健師、その方々を活用し切れるということであると思います。その一般行政職の、はっきり申し上げて、制度に対する理解、知識不足、説明のまずさは、私は実感するところでありますし、ほかの方々からもそういう意見は数多く聞いております。そのことに対しての状況認識を聞いております。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからも一定お答えを差し上げたいと思います。

一般行政職員の法令に対する認識であるとか、特に福祉分野は非常に細かい専門性が問われております。そういう面ではどうしても一般行政職員というのは、3年から5年で部署部署を異動してまいります。そういうことがありますので、町のほうではこうち人づくり連合のほうに、それぞれ階層別の研修も計画的に職員を派遣しているところであります。階層的研修というのは、採用時、2年、あるいは5年、10年というふうに5年刻みでの研修も行っております。それから、当然能力向上研修ということもあります。先ほどのそれぞれの異動先において法令を熟知しなければならないところがありますので、こういった研修がありますよということで、職員のほうにも周知をし、職員の参加もあるところであります。議員は選良でありますので、是非、議員には職員を育成する、そういった視点での見守るといいますか、職員を育てる、そういった視点も是非お願いをしたいというふうにお思います。

○議長（橋本保君） 16番西原真衣君。

○16番（西原真衣君） こうち人づくり連合とかにそのような研修制度があって、そういう研修を四万十町が利用して職員を派遣していることぐらい私は存じております。研修をしていないとは言っていない。その研修結果が日々の日常業務における住民対応に、成果が、結果が結実しているとは思えないということを述べている。つまり、現況における問題点を、実際結果についての指摘を私はしているんです。

それと、職員を見守る、育成と言われましても、皆さん方は見守られ、育成されるようなご年齢でしょうか。ご年齢でしょうか。はっきり申し上げたい。実にその職員自身の意

欲、意識の問題であります。法令に通じ、制度に通じ、正確に理解し、それを運用するのは機関ですよ。それに取り組むという姿勢、気持ち、意欲の問題ではないでしょうか。それがあまりにも、見守り、育成、研修制度の外部委託によって、実質が放置されてきたことの結果ではないでしょうか。研修は日々の実務の中にあります。住民が何を要求し、何の説明を求めてカウンターに来たのか。それを正確に聞き取ってベストの対応がいかに行えるか。日々の積み重ねです。法律を読むのも制度を知るのも全て日々の積み重ねです。特にそれ以外の研修は、私は必要ないと思うぐらいです。積み重ねがあればこういう結果は生まれていないと思います。日々の積み重ねです。何が足りないかということですね。それについて、最後に町長見解をお伺いしたい。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私のほうからお答えを申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、やはり、職員においては、まだまだそういった状況を把握し切れていない職員もいることは否定をいたすところではありません。私もやはり体制、そして職員の対応というのは常々、就任当初から肝に銘じて、職員に対しても指導しておるところでございます。研修をしたからということではないというのは私も同感でございます。ただ、体制の中で管理職がしっかり現場、日々の業務の中で指摘するところがあれば指摘ができる環境、そして、そういった部下を育成する技量、知識、経験、そういったものを要するということでございますので、研修ということやなくて個別に、議会でご審議いただいて議決いただきました、そういった担当、副課長クラスの研修も今行っております。私も現場で日々、OJTという理念がございますので、やはり、決裁文書一つについても一応チェックをします。その中で課員を呼んで指導することもありますけども、やはり議員ご指摘のとおり完璧ではないというのを私も考えておりますので、今後、今の力をさらに最大限に発揮するような職員の育成にはしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 質問時間が終わりましたので。

○16番（西原眞衣君） それでは、これで一般質問を終わります。

○議長（橋本保君） これで、16番西原眞衣君の一般質問を終わります。

ただいまから昼食休憩に入ります。午後は1時からです。

午前11時46分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番下元真之君の一般質問を許可します。

6番下元真之君。

○6番（下元真之君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今回、私は、地域振興ということで循環型のまちづくりについてということ、もう一つは社会教育ということで、図書館改革とまちづくりについてということの二点で質問を通告させていただいております。

一点目のこの循環型のまちづくりということにつきましては、ずっと現在も進められているこの町の政策がどんなふうに充実をしていくのかなといった視点で進めさせていただきたいと思います。

二点目のこの図書館改革とまちづくりについてということにつきましては、具体はこれはまだなのかなというふうに思いますけれども、今後どんな方向に進んでいくのかなといった視点で質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず一点目の循環型のまちづくりについてということで質問を始めさせていただきます。

視点といたしましては、私はずっと、この四万十町の面積の山林面積の占める割合が9割近くもあるんだといったところに注目をしまして、循環型のエネルギー利用という視点で、一般質問にしろ、予算の審議にしろ、決算の審議にしろ、質問を多くしてきたつもりでありますけれども、執行部のほうも今回も出しております総合振興計画の案、こういったものの中でも自然と共生する持続的循環型のまちづくりといった視点で、循環型のまちづくりを進めていくんだということで、ずっと進んできているわけであります。また、執行部の皆さんの答弁でも循環型のまちづくりを目指して取り組んでいくんだということがずっと答弁もいただってきているわけであります。

そして、その具体の成果としまして、東又のほうにおが粉の製造工場ができましたし、そこでは、林地残材がたくさん集まってくる場所なんだといった視点で、今後はそういったものを利用、活用する方向も考えていきたいといった方向での答弁も得られてきたわけであります。そういったところも考えまして、今回のこの質問を準備しているわけですが、実際、各課で行われているこの循環型のエネルギーに対する考え方といいますか、方向性はどんなのかなというふうに思うことが度々ありました。そういった視点で

循環型のこのまちづくり、エネルギー利用といったことが統一した考え方として進められているのかなと、こういった視点で質問を進めさせていただきたいというふうに思います。

まず、一点目でございますが、各担当課が所管する施設の冷暖房設備やボイラー、ストーブなどの新設、更新等、エネルギーの循環型利用に対する考え方を問うということで質問の通告をさせていただいております。この循環型を目指すということでありますけれども、実際のエネルギー利用の考え方はどうなのかといった視点です。

まず、9月の議会の中でも決算審議の中、それから補正予算の審議の中で、健康福祉課、それから生涯学習課。健康福祉課につきましては、福祉施設の給湯ボイラーの更新、これは特老の施設のボイラー更新についてちらっと発言させていただきましたけれども、そういった健康福祉課関係のボイラーの更新ということ、その特老のボイラーの更新もそうですけれども、今後、考え方としてどういうふうな考え方をして取り組んできたんだろうと。生涯学習課につきましては、四万十緑林会館の冷暖房設備の根本的なやり替えということが補正予算の中で出てきていたと思います。そのときの、どのような考え方で議論をして、最終的にどのような選択肢の中からこういった更新であり、根本的な取り替えということを決めていったのか。そこら辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

四万十会館の空調システムにつきましては、これまでA重油を燃料とした吸収式冷温水発生機が設置されておりまして、平成7年に設置しておりまして、21年が経過して、本年度に入って不具合が起きまして、作動しない事態とかが起きておりました。そこで、改修に当たりましては、業者にちょっとお願いして、ランニングコストや取扱い、それから冷暖風を循環する既存施設を利用できることを勘案して、どのような設備を導入することが適当か調査をしてもらいました。

熱源はA重油、電気、ガスで比較した結果、電気がランニングコストが安く、CO₂の排出量も少ないと。そして、既存の冷暖風を送っていく既存の設備も使用できるということで、燃焼もなく、ほかに比べて安全であるということで、電気を熱源とした空調システムを導入する案を採用いたしました。木質の燃料につきましては、備蓄の設備や自動的に燃料を投入する機器の設備、それと既存設備のやり替えなど、多額の設備投資が必要になってくるということで比較検討の中には入れておりませんでした。

以上です。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） 申し訳ございません。特養のボイラー更新については、承知をしておりませんので、答弁を控えさせていただきます。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 生涯学習課のほうから答弁いただきました。健康福祉課のほうは把握していないということでしたけれども、私、教育民生の常任委員会の委員長として特老の監査に当たっておりますが、その中でこのボイラーの更新の話が出てきました。そのボイラーを更新するに当たって、具体的内容については健康福祉課と協議をしているというふうにお聞きをしたような気がしました。しかし、でも把握していないということです。

そういったときに、特老で話をしましたのは、特老の場合ですと、小さくとも常時ずっと使っていくボイラーの更新なわけで、そういうボイラーを木質化ということの検討はなかったのかということ発言させてもらったんですけれども、全然その中では検討はないというようなことでしたので、そういった視点からも、町では循環型ということを考えておりながら、検討にも入ってこないのかなというふうなことを疑問に思っていたということです。

その原料の供給ということにつきましても、例えば、影野地域でしたら、地域の中で集落活動センターが動き始めて、何とか地域の収入を上げることも考えていかななくてはならないということだと思います。そういった施設、集落活動センターという団体なんかにもそういった部分をお願いするならば、今までそういう重油なりで外から買っていた燃料が地域の中で、地域の山林資源が生かせるし、仕事としても地域に生まれていくのではないかとといったことも考えたりしておりましたので、そこら辺の話し合いといいますか、情報の交換がなかったのかなということを思っておりましたので、健康福祉課にも聞かせていただいたことです。でも、そこら辺はしっかりと把握していないという答弁でしたので、そこは分かりました。

生涯学習課については、これは補正予算の質疑のときにも同じ視点で質問をさせていただきましたので、大体は把握しておりますけれども、そういった中でも大きな更新をしなくてはいけないのは、年数がたってきた設備は予測ができていくんだと思いますので、そういった中でやはり、この循環型の木質化のエネルギーを利用したものも議論の中にきちっ

と入れて審議をしていただけたらなというようなことを思っておりましたので、一応どのような経過で進んでいったのかといったことを聞かせていただきました。

同じような視点で、農林課と商工観光課にも聞かせていただきたいと思います。

農林課につきましては、農業用のボイラーということでありますけれども、農業用のボイラーにつきましても重油であったり、電気であったり、ガスであったり、木質系ではペレットであったり、おが粉であったりと、この農業用ボイラーは様々に補助も充実もしておりますし、設備自体も新しく良いものがたくさんあるわけですが、そういった中で、私もずっと、度々シンプルな木材利用のボイラーというものも進めていくべきではないかといったことも提案をしてみました。

新規の就農者であったり、Iターンの方々に地域の中で話を聞いたりしますと、ハウスに重油のボイラーを入れさせてもらったけれども、山間地であるために、昼間の温度も足らないのか非常に燃料代がかさんで、なかなかたけないんだといったことも聞いたことがございます。また、そういった木質系のボイラーなり、木質系のストーブということに関心を持っている農業者の方々もいらっしゃると思います。そういった方々にモニタ的に取り組んで、木質のシンプルなまきボイラーの利用実績を広げていくようなことはできないかというふうなことを提案を何度かしたことがありますけれども、そういった議論はしたことがあるのか、進んでいるのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

商工観光課につきましては、温泉施設のボイラーでございます。これももう、更新の時期が来るときには考えていくんだという答弁をいただいておりますけれども、どこか具体的に視察に行ったり、こういう方向で行くぞという方向性が定まっているのか、ここら辺を聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 商工観光課長下藤広美君。

○商工観光課長（下藤広美君） 私のほうから商工観光課関係の施設というところで、温泉ということでございます。本町には窪川のほうの地域のほうでは松葉川温泉というのが主要な温泉施設だと思っています。ただ、このボイラーにつきましては、現在、大規模な改修とかいうところには至っておりません。松葉川温泉については、これまでかなり多額の費用で一時補修的な予算も組んでおりまして、そこまでの話には至っておりませんし、それについての視察ということも現在は行っておりません。

ただ、自分は大正時代から、この木質ボイラーとか循環型の新エネルギーといった部分では特に興味があって、バイオマスタウンの構想であるとか農林業に係るボイラーの調査

であるとか、いろんな部分に関わってきておりまして、この観光施設のみでなくて農林業施設へのこういった循環型の小型の木質バイオマスということは、取り組んでいったらいいのかなとは個人的にはずっと思っておりまして、今、私が所管しています温泉施設等についても、そういった時点では循環型というところで、可能であれば木質バイオマスということは、これからも提案なり、また研究なりはしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本保君） 農林水産課長長谷部卓也君。

○農林水産課長（長谷部卓也君） 現在、農業用の木質バイオマスを使ったボイラーというのは興津地区のハウスのほうにペレットボイラーが導入されております。数年前までは原油価格の高騰もありまして、木質バイオマスの活用というのがコスト的にも十分採算性に合ったわけなんですけど、議員も御存じのとおり、現在、原油価格のほうが一定下落しておりまして、ちょうど同価格でありますと、バイオマスエネルギーは化石燃料の2分の1程度の熱量が発生されると言われておりますので、コスト的には原油価格の半分ぐらいの供給価格でないとなかなか活用については苦しいというところで、今、原油価格の8割から9割ぐらいが木質バイオマスの供給価格というふうになっておりますので、現時点では非常に活用については苦戦をしておるという状況がございます。

あと、まきボイラー、これは園芸用、ハウス用のまきボイラーのことだと思いますが、こちらのほうはまだちょっと検討していなくて、ちょうど東又のバイオマスの供給基地のほうは、おが粉とそれとチップの供給ができるようになっておりますので、チップボイラーの導入はできないかというようなところを今、検討しているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。これはどちらも一般質問でやったことがあるんですけども、どちらも最終的には前向きな方向で検討していくというような答弁をいただいていたと思うんですけども、要は、どちらも具体の検討も視察もしていないという答弁だったんだというふうに思います。

例えば、商工観光課の温泉のボイラーというものにしましたら、具体の高知県内で取り入れている場所も何度か提案をしてみいました。そうだと山温泉であったり、いのの紙の博物館温泉であったり、中村の名鹿にある温泉施設であったり、近くですと、松野町です

か、ぽつぽ温泉であったり、ここら辺がそういった施設、まきボイラーでの施設を入れているんだと、更新をしているんだと。しかも、そこでは具体的にはこれぐらいコストが削減をされて、その部分に新しい人をこれぐらい雇用しているんだと、そういった具体の例も何度か出させていただいたことがあるわけです。にもかかわらず、検討も視察もしないという答弁だったと思います。

もう一つの農林課のほうでも、シンプルにまきを利用したまきのボイラーストーブというのは、南房総市で実際にモニター制度を使って、そういった困っている方であるとか関心がある方に何年間かモニターの的に使用していただいて、その実証結果を地域の農業者に広げていこうとこういった事例も出しながら議論をさせていただいたことがあるわけですが、それでも、それも検討もしていなければ見てもいないと。

このボイラーは、それこそ愛媛県の東温市のほうでも花であったり、マンゴーであったり、こういったところのビニールハウスの中でも実際に使われております。今はインターネットなんかはどんどん普及しまして、SNSという情報がどんどん入ってくる機関がありますが、それへ登録しておりますと、いろんな情報がもうどんどん入ってくるわけです。どれぐらい前に農林課にも質問したのか忘れましたが、随分前にしましたけれども、そこから後にもつい身近な東温市でも、愛媛県でもそういったことが進んでいるということを指摘させていただきたいと思います。

そして、町民環境課でございますけれども、こういったことを所管しているというか、総まとめをしているといいますか、環境課ですけれども、環境課のほうでは再生可能エネルギーということで、今までも太陽光による発電であるとか、太陽光の温水器であるとか、まきストーブの設置に対する補助であるとか、こういったことを充実させてきていただいていたわけですが、このまきストーブに対する補助がもうなくなっているのではないかという話をちらっとお聞きしましたが、そこら辺がどうなのか、少し先に聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

議員のご質問のまきストーブの補助事業につきましては、四万十町の地球温暖化対策設備補助事業という形で平成23年から27年度、5年間を掛けて、太陽光システムでありますとか、ヒートポンプ給湯器と併せて補助対象としてきた経過があります。また、まきストーブのほうにつきましては、議員の提案もあったと思いますが、途中のほうから補助事業

をさせていただきました。そして、この地球温暖化計画等で一応この補助事業につきましては、平成23年から27年の5年間で実施をしていくということで進めてまいりましたので、平成28年度におきましては終了しておるという状況です。なおまた、この事業につきましては、今後、地球温暖化の実行計画の中でいろいろな要望とか上がった段階で、また検討はしていくという形にはなっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） まきストーブに対する補助は平成27年度で終わり、28年度からはやっていないという答弁でした。びっくりしまして、残念だなというふうに思うわけです。小さくとも一般の家庭に広く普及していくならば、それこそがこの地域の中の循環型ということで、そういう考え方が広がっていくことこそが大きな力を持ってくるんじゃないかなというふうに思うわけです。が、そういったところの補助を簡単に打ち切っていくというところの考え方が、それこそ分からないなといった感がするわけですが、ここまでのこういった議論をしてきて、担当課として、総合振興計画の中でも循環型のまちづくりということでうたっておりながら、循環型に対するきちとした木質ボイラー、循環、それこそ町内で循環できるエネルギーボイラー、ストーブ、冷暖房の施設、こういったものに対する検討がどの課も具体的にされないと。総合振興計画の中ではうたいながら、各々の細かいどれを選ぶか、どれを更新するかということになると、一つも検討されていないと。こういう現状をどんなふうに考えていらっしゃるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 状況についてお答えをいたします。

まず、最初に、循環利用に関します本町の計画の状況について、ご説明をさせていただきます。まず、議員のほうからもありましたように、総合振興計画がもととなっておりますが、町民環境課におきまして、先ほど出ました地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、四万十町地球温暖化対策実行計画を平成22年に策定し、27年度には改定を行っており、地球温暖化防止対策を推進しているところです。その中で、温室効果ガス、CO₂の削減ということで、化石燃料から電気へシフトするというふうに努めております。また、循環型社会構築ということで、再生可能エネルギーを積極的に導入していくこと、森林整備計画において、二酸化炭素吸収源対策を進めていくという形で取り組んでお

ります。

また、平成24年度に策定しました四万十町基本計画では自然エネルギーの利用促進を掲げております。この中で行政の行う施策としましては、木質バイオマスを使用するストーブやボイラー、太陽光発電等の設備を率先して導入すると。また、本町に豊富に存在する木質、畜産等バイオマス資源のエネルギー利用や産業への利用を推進すると。これが町が取り組むべき事項というふうになっております。

このような状況にあります。議員からご質問がありました各施設へのボイラー、ストーブなどの新設、更新等につきましては、当然各課のほうで、先ほど申し上げましたように、経済的な面、工期、設備の規模、また環境への配慮などを検討し、できるだけ効率的な方法で更新していくという形で取り組んでおります。

議員からご指摘のありました循環型の視点がなく、各課で統一されていないという点につきましては、本当に考慮すべき点であったと思いますが、次世代施設園芸団地の投入、そして5年間ではありましたが、まきストーブも含め、そういう対策も努めてきたところでございます。また、環境基本計画の策定に当たりましては、当然のことながら、庁舎内で各課をまたがり、施策の目的、内容について協議、確認をしておるところです。その後、循環型の利用が結果として十分波及していなかったという点も、ここはもう反省すべき点であると思いますが、今後は、循環利用を視野に入れまして、計画的な設置、検討に向けて調整を図っていききたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 答弁いただきましたが、私の視点はずっと、この大きな四万十町の面積の中の約9割が山林資源だということ。この山林資源を生かした政策をやっぱり充実させていくべきではないか。そういう意味からも循環型のエネルギーを充実させて、その山林資源を有効活用していったらどうかといった視点でずっと質問をしてきたところでございます。今の課長からの答弁でもそういった方向でいきたいという思いはよく伝わるわけですが、結局は具体的にはきちっと進んでいないなというふうに思うわけです。

そこで、二つ目の質問の条例化に対する考え方を問うということで質問させていただいておるわけですが、やはり、これは町全体の方向性として、こういう方向で行くんだというものを明確に示す必要があるのではないかなと。そういった意味からも条例化と

ということについて検討しておくべきではないかなというふうに思いますが、町の方向性としての考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

条例化ということで議員のほうからご質問がありました。確かに他県では、環境型、循環型まちづくり条例とかいう形で施行されているとことがあります。それらの自治体では、やはり、環境型まちづくり基本計画などを策定しまして、住民の方々の循環型に対する意識の高まり、また協働の意識が高まった後に施行されているというふうに思われています。

本町におきましては、先ほど申し上げました環境基本計画の方が平成24年に策定されて5年目を経過しております。見直しの時期ではと思いますし、次の改定するときには、当然ながら町民の皆様の周知やご意見を聞かせていただいて、策定するという形になりますので、その状況、町民の方々のやっぱり意識の高まりとかそういうことが必要であると思います。そういうふうにもたていくところも必要であると思いますが、そういうところを考慮、また見定めながら条例化の動きをつけていけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私のほうからも答弁をしていきたいと思います。

議員のほうからは、要は、町が総合振興計画で目指す循環型社会の推進、あるいは再生可能エネルギーの推進、これをどう担保していくのかという視点でのご質問であります。当然、総合振興計画というのは最上位計画でありますので、行政が率先して範を示すということがあるわけですが、だんだんと指摘のあったように、各課でしっかりと共有できていないという事実があったわけであります。

ただ、現在、今、町のほうでは総合振興計画と連動しました公共施設の総合管理計画を来年3月までに策定をするということで、今2回の会議を行っております。これは、町が保有をしております公共施設の更新費用を見込み、基本的な方向性を示すものであります。これから40年間で、こういった公共施設のいわゆる更新費用が年間17億円程度発生します。また、今般提起をしています中期財政計画におきましても、平成32年以降、年間20億円を見込んでおりまして、大半が施設の修理、更新費用、中には熱源であるとか空調

機器の更新費用も入ってくるかと思います。この管理計画の中においても、更新、改修の実施方針を定めることになっておりまして、費用対効果を勘案しながら、ボイラー等の再生可能エネルギーへの転換を誘導するようにこの計画の中でも位置付けをしてまいりたいというふうに思います。

それから、近年の事例としましては、国が公共施設の低層階においては木造、木質化の指針というものが出されまして、本町におきましても町産材の利用促進というものが策定をされております。そういう面では、今回の管理計画で再生可能エネルギーの推進を位置付けていくためにもしっかりとした指針を策定して、これを各課が共有をすることによって担保ができるというふうに判断もしておりますので、冒頭申し上げましたように、管理計画の中でも位置付けをし、各課が共有できる指針、こういったものを策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 答弁をいただきましたが、課長の答弁の中で、町民の意識が高まってから、こういった条例化というものは進めていきたいというような話がありました。私、議員になったばかりのころにも、この総合振興計画の中で循環型のまちづくりということがうたわれておりまして、今、副町長からも答弁の中にもありましたけれども、様々に町内資源の木材を利用した建物に対して補助が出るとか、そんなこともずっと進んできて、もうこれほどの年月がたって、循環型ということを随分うたってきて、それでもまだ町民の意識が高まっていないというのはどういう答弁なのかなというふうに思いましたけれども、こういう木質のボイラーであるとか、そういうことの更新についてはできること、できないことがあるというのは、もう百も承知なのです。なんですけれども、その議論すらしない、その検討すらしないというのがちょっとどうなのかなということで、四万十町としては、まずその循環型、この町内にある資源を循環型で生かしていこうということを条例化して、まず議論ができないのかなと。条例化をするならば、もうそれをやらざるを得ないのではないかなとそういったふうに思っていたわけです。

先ほど、課長から先進自治体のことがちらっと出ましたけれども、そんな先進自治体の条例の中でどんなことを目指しているかといいますと、有機資源の100%の循環型の活用であるとか、森林資源の活用と森林の再生であるとか、ごみを捨てない、燃やさないとか、それから自然の川の再生であるとか、それから、町がこういうことを上からうたうだ

けではなくて、先ほど、まきボイラーの議論をしましたけれども、町民も協力できる循環型の仕組みづくりに、町民も参加してもらうにはどうすればいいかというようなことであるとか、それから地域の中にある伝統文化、匠の技術、こういったものをどうやって循環して次の世代へ渡していくであるとか、また交流人口として外から入ってくる人をもっと増やすにはどうすればいいか、人の循環ということはどうすればいいかとかこういったことをうたわれた循環型のまちづくり条例というものをつくられている自治体もあるわけです。

昨日から先輩議員が議論されておりました大正地区の堆肥の議論も、これは土づくりという循環型の考え方でありまして、川の再生、これも循環型であります。また、町内で活用できるものの自給率をどんどん上げていこうよという、この議論も正に循環型の議論なわけです。そういった意味からも50年後、100年後、自分たちの後の世代の未来に向けて、この循環という視点をキーワードにして、持続可能なまちづくりを示していくべきではないかなと、そういった方向で循環という視点を大切にして、このまちづくりを進めていくべきではないかなと、そういった意味からもこの循環型まちづくりということの条例化ということを今のままで担保できるということではなくて、目指していただけないものかなというふうに思いますが、考え方を聞かせていただけたらと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 長期的な考え方ということでございますので、私のほうからご説明申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、本当に長い年月の中で議員の様々な提案があったというのは承知をいたしていました。私も2年経過をして、一つ取り上げれば、そのまきボイラー、これも含めて自分自身は検討しております。

今、条例化の話でございますが、やはり条例というのは、町民にしっかりその情報を伝えて、町の方向性を目指すというのは、本当に大きな役割がございますので、来年の当初予算に向けて、今ご提案いただきました様々な事業施策を基本構想、基本計画にのっとりまして事業化をしていきたい、その段階で条例の制定時期を決めたいというふうに思います。

次世代施設園芸団地のお話もいただきましたので、その辺のおつなぎもしたい件がございますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。次世代施設園芸団地についてはその必須条件、私から言えば必須条件として、おが粉の製造施設またはおが粉の供給体制

が必要だということで認識しておって、皆さん方にご審議いただいてご理解いただいたところですよ。ちょうど森林組合にもそういった土場への選木機の導入、そういった裾野を広げながら、木質バイオマスの今後の事業の拡大に努めていきたいというのは、もうご承知のとおりだろうと思います。今後、ここを拠点とした、今チップとおが粉になっておりますけども、また様々なエネルギー源の供給基地としての協議も今しておりますので、是非、今ご提案いただきました内容をもとに条例化はしっかりと検討していただいて、条例の制定に向けての努力はしていきたいと思います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 私のほうから先ほどの答弁のことで少し補足説明をさせていただきますと思います。

循環型に対する住民の意識の高まりということでお話をしました。決して住民の方のこの循環型の意識が低いというような発言ではございません。このまちづくり条例の中には、住民の方々が行ういろいろな様々な活動があります。そういう中でこういうことも、こういうこともという形の住民の意見という意味でお答えしました。また、それをすくい上げるのが町の行政の仕事であるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。ありがとうございます。先ほども言いましたように、この四万十町の50年後、100年後といったところの未来に向けて、この循環という視点は町内にあるものを有効利用、有効活用しようじゃないかという視点ですので、この木質のエネルギーだけにとどまらず、この循環という視点で町内全体を見回していきますと、様々な利用、活用できるものがあると思いますので、前向きに検討を願いたいというふうに思います。

それでは、二点目の質問に入らせていただきます。図書館改革とまちづくりについてということで通告をさせていただいておりますが、これも視点といたしましては、9月の議会の中で町長の行政報告の中で、町民の中からもこの図書館改革についての声があるといった趣旨の報告がわざわざございました。そして、この平成27年度の決算に対する議員の自由討議の中でも、その町長の発言に触発もされたのか、議員の中から様々なこの図書館改革についての発言が飛び出してまいりました。その自由討議を受けまして、また町長から、ご自分の考えなりの発言もあったわけですが、そういったこともあって、今後

どんな方向に進んでいくのかなといった視点での質問ではありますが、今はまだ具体ではないと思いますので、大まかな方向性を議論していければ良いかなというふうに思います。

一点目といたしましては、現在の利用状況をどのように考えているかということを出しておりますけれども、利用者の人数の推移とか数字的なものは十分分かっていらっしゃると思いますので、それを踏まえて、それも含めて、どのような議論がされているのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

町立図書館につきましては、平成27年度の実績になりますが、入館者が2万4,781人ありまして、貸出利用者数が1万2,790人、貸出冊数にしますと、4万1,359冊ということになっています。入館者につきましては、年度末の人口比で見ますと137%、1.3倍ぐらいの入館者がございます。

そして、うちの図書館では今年、子ども読書活動の取組が評価されまして、本年度県内で1館だけ、優秀な図書館ということで文部科学大臣表彰を受けております。これも図書館職員の常日頃の取組が評価されたものではないかというふうに思っております。

そして、現図書館は平成12年に移転オープンしたもので、旧の法務局跡地を改装して、図書館と美術館併設の施設としておるということで、図書館の閲覧スペースが全体的にも見て、ちょっと狭いというような状況です。うちの図書館の考えとしては、利用者への声掛けとか、それから敷居の低い図書館を目指して、気軽に入れる田舎らしい図書館ということで利用していただければというふうに今のところは思っています。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 人数等答弁をいただいたわけではありますが、工夫されている点も述べていただきましたが、課題点、改善が必要な点、狭いというような点なんかも挙げていただきましたけども、そのほかにも、例えば時間的な議論なんかはないのかなと。私も結構利用しに行っている方だと思いますけれども、このような議会なりの場が終わった後に行きますと、5時ぐらいから行きますと、6時には閉まってしまうわけです。ちょっともたもたしておりますと、もうはや閉館ということで、一般に仕事をされている方なんかはなかなか利用できにくいんじゃないかなというふうに思ったりもしますが、例えば、そんなふうに時間の議論なんかはなかったのかな。そんなふうに課題点などがもっとほかにもどんなふうに出てきているのかな、こういうところは改善していかなければなら

らない改善点だな、そんなところがどんなものが上がっているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） 図書館は現在のところ、年末年始の12月28日から1月4日まで休館とか、それから毎週月曜日とか国民の祝日とか休館ということになっています。それと、日曜日は時間的に午前9時から午後5時までということになっていまして、火曜日から土曜日まで午前9時30分から午後6時までという開館時間になっています。これまで休館日とか開館時間について、図書館協議会という組織があるわけですが、そちらのほうで協議を行ったというようなことはありません。今後、開館時間等を利用者に聞き取りとかを行って、希望が多ければ、職員に無理もいかないような体制をとって、そういうことを視野に入れて検討はしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきました。もっともっと様々に課題なり、改善点はあるんだと思いますが、その一端を知らせていただいたわけですが、そんなこと、課題もあるぞと、今後どういった方向に持っていかなくてはいけないかなとそういった視点もあって、先進自治体にも視察にも行っているんだらうというふうに思いますが、二番目の質問といたしまして、先進自治体から何を学び、本町でできる取組をどう考えているかということで質問を通告させていただきましたが、どんな自治体をどのような視点で見に行ったのかなということでもあります。本町の図書館の現状や将来に課題を感じているからの視察なんだらうなと。改革が必要だというふうに考えていらっしゃるからこそその視察に行っているんだらうなというふうに思うわけですが、その先進自治体の視察を通して、本町でできる取組のヒントみたいなものがあつたのかなと思いますが、そこ辺を知らせていただきたいと思います。

○議長（橋本保君） 生涯学習課長辻本明文君。

○生涯学習課長（辻本明文君） お答えします。

11月に教育委員会の視察研修ということで、佐賀県の武雄市と大分県の大分市の図書館のほうをちょっと勉強させていただきました。

大分市のほうの図書館は、1階はすごく開放的な空間がございまして、文庫本とか雑誌とか新聞など、親しみやすい資料を中心に配架をしておりました。2階は、学び、憩い、

交流する場としての閲覧席、学習席が多数ございまして、この大分市の図書館のほうは自動貸出機や自動返却機、そして自動返却仕分け機等を整備して、図書館の工場みたいなような感じでございまして、閲覧スペース等はほぼ満席の状態で、すごい活況を呈しておったところです。

それと、武雄市のほうは、館内で買ったコーヒーが、そういう飲み物が閲覧スペースのほうに持ち込んでゆったりと本を読めるというのがすごく魅力に感じました。ほっとくつろげる場所として、生徒が勉強とか研究できる場として、1日中過ごせる場所、人の集う図書館であると感心することしきりでございました。年間利用者が約70万人ぐらいということで、さらに驚かされたことです。

またほかには、今年、日高村のほうの図書館が建設されておりまして、そこについても勉強させていただきました。日高村の図書館につきましても、閲覧のスペースを十分に確保して、それと窓とかも大きくしとって、すごい明るく開放的な施設でございまして、利用者が一日ゆったりとそこでおれるんじゃないかなというような雰囲気が漂っておったところです。うちのほうもそういう大きい図書館、武雄市とか大分市の図書館とは比較にはならんとは思いますが、人が入りやすいとか、それから子どもたちの居場所とか、そして、利便性の高いと感じてもらえるような図書館にしていくことが大切やないかなというふうに思いました。

以上です。

○議長（橋本保君） 6番下元真之君。

○6番（下元真之君） 答弁をいただきましたけれども、見ていった先での具体的にどんなことを感じたかということは分かりましたけれども、四万十町教育委員会がどういう視点で行ったのかなということをお聞きしたいわけです。例えば、今ある図書館で、そういったことが充実させていくことができるのか。それとも、今ある図書館から新しいものにつくり変えていく必要があるのかなということを考えていらっしゃるのか。そこら辺の視点がどうだったのかなということをお聞きしたいです。

○議長（橋本保君） 教育長川上哲男君。

○教育長（川上哲男君） お答えをさせていただきます。

教育委員会として、学校のほうへも訪問させていただいたということもございすけれども、先ほど課長、答弁したように二つの図書館に行ったところでございます。視点としたら、今の図書館の充実ということも当然考えておるわけでございまして、それと、やは

り、今から先の図書館というものについては、地域の人たちの交流の場であったりとか、また文化活動の場であったりとか、その機能を果たす役割はますます多様化してきておると。そういったことも含めてのニーズ、そういったものにも応えていくような必要もあるのではなかろうかというところの視点で視察に行ってきたということでございます。

○議長（橋本保君） 6 番下元真之君。

○6 番（下元真之君） 教育長からも答弁いただきましたが、最後の質問の今後の図書館改革についてと、町の方向性と考え方を問うということで、質問を進めさせていただきたいと思いますが、町長も積極的な発言を9月議会の中でされたわけです。教育長も今、考え方を述べていただきましたけれども、町長は、9月議会のときには庁舎跡のゾーニングのことにも関連して発言があったようにも思いましたが、初日のゾーニング、地域のゾーニングの中では観光交流ゾーンとの考えだということでしたので、あそこら辺がそういうふうには考えていないのかなというふうには思いましたが、町長の考えを最後にお聞きしたいということですので。

実は今朝、ここへ議場へ来ますと、傍聴者の方から新聞の記事をいただきましたが、正しく、これ、私は今回、提案しようとしていた記事でございまして、一つは佐賀県武雄市の図書館、これは指定管理を外注して、この蔦屋のグループに指定管理をして、大変市民価値、町民価値というものが利用者の満足度が上がっている施設です。もう一つは、この新聞の中にありましたのは岩手県の紫波町ですけれども、これも今年の年の初めから私たちもこの紫波町の勉強もしてまして、ここは補助金に頼らずに、銀行などから民間が資金を調達して、建物全体を建てて、公共施設の部分、ここが図書館ですけれども、公共施設の部分だけを町に売却するという公民連携の非常に珍しい形でこの図書館はつくっていると。こういったふうに関係ないような考え方の図書館の建て方、つくり方、運営の仕方ができていくんだらうと、あるんだらうと思いますけれども、今は正に図書館がまちづくりの中心になるというこの流れが全国で様々な事例で出てきておりますので、そこら辺も含めて、焦らないようにじっくりと方向性を定めていっていただきたいなというふうに思いますが、町長の発言を最後に求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋本保君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） お答えを申し上げます。

9月議会以降、議会の広報にも取り上げていただいて、今日の質問に至ったところでございますが、先ほど、旧庁舎跡地の予定はないかということでございましたけれども、こ

れは旧庁舎跡地も一つの予定地としての選択肢があるということで、この間、自分自身そう理解してお答えしたところです。だんだんにそれぞれの議員からも今回のご提案がございましたが、人材育成を掲げた私としては、やはり図書館の整備、拡充というのは必須の課題だと捉えております。就任して2年で、役場の跡地についても塩漬けというようなことじゃないですけども、やはり利活用、さらには町内への交流人口の拡大というところも含めて、訪れる人も、また町内の人も集える、また、しっかり教育からの観点からも勉強ができるという環境は、私は、図書館はベターな事業施策だというふうに考えております。

自分自身はしっかり、行政職員だけではなくて、利用者、そして当然管轄の教育民生の委員会、そういったところとの情報交換をしながら、まずは調査の体制を決めて、そして平成29年度に一定の調査、予算化をして、できれば合併特例債の使用できる年限のうちにこの着手をしたいというふうに考えておるところです。ただ、先に町のほうが動いてしまいますと、だんだんに臆測も飛び交いますので、こういった議会等を通じて、しっかりお伝えした中で、町のやるべきこと、また日程的なことを検討していきたいと思います。今回の図書館または美術館については、正面から捉えて推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（下元真之君） ありがとうございました。

○議長（橋本保君） これで6番下元真之君の一般質問を終わります。

ただいまから2時15分まで休憩します。

午後2時01分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（橋本保君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番岩井優之介君の一般質問を許可します。

7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

私の質問は、マイナンバーをめぐる問題点と、やや関連しますがけれども住基ネットの現状と、並びに4月から障害者差別解消法が施行される中、障がい者に門戸を開けた職員採用問題のこの3項目についての質問でございます。

まず初めに、共通番号マイナンバーですが、めぐる問題点についての質問でございます。7項目お聞きいたします。

少し前置きをいたします。私の知人から電話がありました。内容は、四万十町の役場から「マイナンバー確認書類の写しを提出してください」という依頼があったそうです。マイナンバー制度は町民個人には提供義務がないものなのでそのままにしておいたら、また再依頼の書面が送られてきたそうです。彼は「マイナンバー制度は国民にとって危険な制度で反対だが、私の番号は国から既に打たれている。番号がなくても事務処理ができるのではないか」という問い合わせが私にありました。私も同様の催告を受けています。これは必要な措置かもしれません。もし、そうなら是非教えていただきたいと思います。

しかし、私の質問は私の認識で行います。行政には法定受忍義務がありますので、法律に基づいて仕事を進めているでしょうが、町民個人には先ほど申したように、マイナンバーの受忍義務や提供義務はありません。私には国から12桁の背番号が打たれていますが、現在、私は番号所持をしておりません。ですから、番号の写しを送ることはできません。担当者は仕事熱心で行っておられると思いますが、この法律は二重構造になっておりまして、矛盾のあるものでございます。町の対応に柔軟かつ正確にさせていただくために質問するものであります。

今年の1月から国民に12桁の番号を割り振った通知カードが郵送してきています。番号法によって、政府が将来、国民の全ての情報を一手に握ることができる仕組みが作られました。差し当たって、国民の住所、氏名、生年月日、所得、税金、年金などの個人情報を一元管理します。数年後には預貯金や医療、介護、健診情報などをつなぐ方針ですし、また財界は、クレジットカードなどへつなぐことを要望いたしております。この個人番号制はあらゆる情報につながる共通番号制となります。国民総背番号制の社会になり、国家による国民の監視、管理の社会体制になることは目に見えています。そのため、私はこの共通番号制に反対です。

全国では、この法律は憲法違反だと弁護士などが訴状を起こしているのは周知のとおりです。また、独裁者が実権を握り、これを政治的に利用しようと思えば、対象は際限なく広げることができ、瞬時に適格者をピックアップできるようになると識者は指摘しております。ドイツでは、かつてナチスがユダヤ人虐殺に利用した国勢調査による名簿作成の教訓を引き出した対応をいたしております。日本でも以前、国民総背番号制を導入しようとしたとき、国民の強い反発で時の政府も断念しています。今度の番号法も同じものです。

IT技術の進歩から見れば、総背番号制提案のときと比べようのない威力を持っていることは間違いありません。

さて、質問ですが、そもそもマイナンバーという法律用語はないと思いますけれども、行政としてどう捉えておりますか。お答えください。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

この法律の正式名称でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ということですのでごく長い法律です。略称は番号法と言われております。ご質問のマイナンバーという用語は、平成25年以前に、これから分かりやすく周知することを含め、愛称として選ばれた名称であり、一般に広く普及した言葉であるというふうに認識をしております。

また、議員のほうもお話ありましたが、平成28年1月からはその法律に基づき、個人番号カードの交付が開始されているところでございます。その中では、個人番号カードの名称について法律第2条第7項において定義されています。内閣府、総務省のほうからは、記者会見などで個人番号カードについて、これから広く国民に周知される場合においては、より親しみやすいマイナンバーカードという呼称も使用されているところでございます。今後、広く国民に周知される個人番号カードに関係しまして、国のほうからも原則として、呼称としてマイナンバーカードを使用するというふうに事務連絡も届いておりますので、これによって、これに従っていくということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。ご承知のように、先ほど申されたように、正規には「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」といいます。略して番号法と言わせていただきますが、私のための番号ではありません。国民一人一人に番号を付番し、これをキーとして行政間の特定個人情報とを共有し、利用するのが目的でございます。言うなれば、行政のための番号でございます。国が勝手に一人一人に無二の番号、日本国内に同じものはありません、を打ち、一方的に送り付けて、しかも、行政のための番号をマイナンバー、自分の番号と呼ばせるのはあまりにも矛盾していると思いませんか。先ほど、課長が言いましたけれども、これは、そういう国民になじませるということだと思っておりますけれども、私の質問に改めてお答えください。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 先ほども少し申し上げさせていただきましたが、このマイナンバーというネーミングにつきましては、これから広く周知するために愛称という形で選ばれた、そういう名称であるというふうに自分のほうは認識しております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 先ほど申したように、行政のための個人番号をマイナンバーと読ませるのは、国民に自分の番号と思い込ませるために付けた、いわゆるネーミングだと思っています。これと似たような手法が以前、学校統合にありました。学校統合の目的は、以前は教育の効率化でありました。しかし、教育に効率化というのはあまりなじまないということで、父兄からなかなか受け入れられない。ブーイングでした。そこで、文科省か財務省が考えた、官僚が考えたのは、適正規模・適正配置で切磋琢磨する教育環境をつくるというふうなうたい文句でございました。これなら反発されにくいだろうと考えたわけです。あっという間にこの言葉を冠した委員会が全国津々浦々まで広がりました。これは単なる事例ですので、誤解のないようにお願いします。官僚は結構こういうことを後で手柄話のように雑誌にぼろぼろとしゃべるものですよ。私は、ある月刊誌でこれを読みました。こういうことで、日本の優れた官僚は結構ネーミングについても深く考えております。こういう手法でこのマイナンバーも付けられたというふうに思っております。

次に、番号法では個人番号の受忍義務や提供義務の規定はないという設問をしておりますが、共通番号制は、国民一人一人に12桁の個人番号を一方的に付けて、行政がこの番号を利用して、私たちの税や社会保障の限られた分野と災害対策を管理する制度でございます。番号法は1条から119条までであると思いますが、第4条では国の責務を規定しております。第5条では地方公共団体の責務、第6条では事業者の努力の要求を規定していますが、努力義務は規定しておりません。国民の個人番号についての受忍義務や責務、努力などについての規定もありません。また、行政機関などへの個人番号の提供義務の規定もありません。ですから、私たち国民は、個人番号を受け入れる義務は法的にないと考えます。いかがでしょうか。また、逆に個人番号を持たない、使わない、提供を拒否する権利があるとみなすのが法解釈ではないでしょうか。

以上、答弁ください。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、マイナンバーカードの申請そのものも任意でございますし、大切な個人情報でありますので、見せない、言わないなどそういう注意が必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） すみません、もう一度お答え願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

国民の義務がないというようなことでご質問でございましたが、一応番号法に関係しまして市町村、行政のほうにつきましては、御存じのように、社会保障制度、税、そういうことで活用がされておりますので、その点に関しては、町としましてはこの法律に沿って実施、対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） それはそれで分かりました。

後で伺いますけれども、住基ネットでは、必要な人は番号カードを役場に取りに行くという仕組みでしたが、結果は惨たんたるものでございました。惨たんたる結果になりました、今回は通知番号を送り付ける仕組みにしたようです。個人番号を記載したカードを無理やり押し付けるという方法をとったのであります。

次に、各省庁は個人番号未記載でも書面を受理し、罰則はないと明言しております。こういう設問をしております。全国中小業者団体連絡会では昨年、マイナンバー制度について、各省庁と交渉いたしておりまして、各省庁より次の回答が示されております。一例を紹介しますと、内閣府の回答ですが、個人番号カードの取得は申請によるもので、強制ではありません。カードを取得しないことで不利益はない。扶養控除等申告書、源泉徴収票などの法的資料や雇用保険、健康保険、厚生年金保険などの書類に番号が記載されていなくても書類は受け取る。記載されていないことで、従業員、事業者の不利益はない。従業員から番号の提出を拒否されたときは、その経過を記録する。しかし、記録がないことによって罰則がない。以上、これは内閣府の回答でございます。ほかに国税庁、厚生労働省からも同じような回答をいただいております。このように各省庁とも個人ナンバーを記載

しなくても、例えば、税務署の確定申告は受け付けるし、罰則は一切ないと答弁しています。ご承知でしょうか。実際、窓口ではどう対応されているのでしょうか。お答え願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、現在のところ、個人番号が未記載でも書面を受理し、罰則がないというところですが、しかし、町のほうとしましては、先ほど少しお話ししましたが、社会保障制度の中の国保でありますとか、後期高齢者医療その他の各種申請書につきましては、個人番号の記載が必要となっております。そこで、一定の確認や記載のお願いはしているところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 自治体は、法定受忍義務に基づいて仕事されていると思います。一方、この制度は、後で述べますけれども、国民の強い反発で実施されなかった国民総背番号制そのものでございます。イギリスでは、過去に労働党政権下で国民IDカード法を成立させて進めてきましたけれども、廃止を公約した保守党と自由党が勝利し、新連立政権で、この制度は恒常的に人権を侵害する制度だとして、2010年9月に廃止をしております。そして、2011年2月までに国民のデータを全て廃棄をいたしております。国内でも弁護士などはプライバシーの侵害として、違憲訴訟を受けている制度でございます。このように、この制度は問題をたくさん含んでおりまして、先進国では導入後、廃止したり変更したりしております。強制するには問題点があります。という共通認識がそれぞれの課全体で必要ではないでしょうか。

次に、四番目に移ります。未記載でも受理する認識は共有しているかという設問でございます。個人番号未記載で事務処理を行い、住民交付申請書を受理し、発行はできるという認識を窓口も含め、課全体で共有しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

先ほども少しお答えをしましたが、未記載でも受理する対応をしておりますし、各制度につきましても、国から未記載の取扱いの通知が来ております。それで、各窓口でその内容に十分配慮しながら、できる限りの柔軟な対応をしておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） この問題は、先ほど言いましたように、自治体にとってみたら法定受忍義務がある問題です。しかし、大きな問題もいっぱい抱えておりまして、先進国ではこういう形の処理をしているし、そういう問題の全体をきちっとつかまないと、なかなか現場での対応についてはばらつきが出てくるんじゃないかということを想定した共有が必要ではないかと私は思っております。

例えば、この間ちらっと言いましたけれども、印を持って住民票をとりに行ったある婦人の方が、窓口で「マイナンバーが要りますよ」と「書いてくださいね」と軽く言われたので、全く持っていなかったもので、すごすごと帰ったということを喫茶店で私に話してくれました。そういう窓口では軽く言ったことが住民に無駄足を踏ます、こういうことに結果につながるわけですから、こういうことが想定をしながら、十分な意思統一が必要ではないかと私は思っております。

次に、五番目に、番号法では「例外で行政が必要限度で利用できる」とあります。番号法では、個人番号は他人に対して、見せない、言わない、書かない、聞かないが大原則でございます。例外として行政のみが、一定の行政事務に必要な限度で利用できると限定的にとどめられております。私の表現で見ると、裏から見ると、行政といえども無理に利用しなくても良いと見えますが、どう理解しますか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

その前に少し、議員のほうからお話がありました、窓口でマイナンバーがないからということでお帰りになられたお客様がおるということをお聞きしました。状況がどういう状況か確かではないところでございますが、一応、現在、町民環境課の窓口ではマイナンバーの関係につきましては十分、皆、職員が共有し合いながら対応しておりますので、まず、そのマイナンバーがないからといって申請事務が進まなかったということはないというふうに承知しているところです。なお、再度確認のほうもいたしたいというふうに思います。

ご質問の、例外で行政が必要限度で利用できるというふうな、あるということであっていただいておりますが、すみませんが、もう一度ご質問のほうをお願いできませんでしょうか。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 番号法では、個人番号に対しては、見せない、言わない、書かない、聞かないが大原則でございます。これは、かなり条例でくどく書かれております。が、行政のみが一定の行政事務に必要な限度で利用できると限定的にうたわれております。透かして見ると、行政といえども無理に利用しなくてもいいじゃないかというふうに見えますけれども、こういう指摘に対してどう理解をいたしますか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えをいたします。

行政として無理にそれを処理しなくてもというような趣旨のご質問であると思います。が、もちろん番号法で、住民の方々の個人番号の取得でありますとか、そういうものは任意でございます。ただ、申し上げましたように、町が行政として行う住民の方々の社会保障制度なりの申請事務、また受付事務等につきましては、個人番号が必要であるというふうになりますので、その辺は行政としてしっかり責任を持ちながら対応していくと。これは、住民の方々にとっても利便性の向上とかそういうふうにつながるものと判断して処理をしているところでございます。

○議長（橋本保君） 7 番岩井優之介君。

○7 番（岩井優之介君） 先ほど、課長が窓口ではそういうふうなことはないような対応をしゅうというふうにおっしゃいましたけれども、後でこのことはちらっと触れますけれども、従来の申請書に対して個人番号を書く欄が付けられていると思います。私の規則で読みましたら、これは住民が書く欄ではないと。これは行政が利用するために書く番号欄だというふうに識者は指摘しております。ですから、この問題についてもそういうふうな視点が要るわけで、けど、何かあまりそういうことを考えなかったら、「ああ、自分が書かないかんもんだ」というふうに思うわけです。ただ、提供義務がないし、書く必要はないですけど、そうやって作られて出されたら、やっぱり書かないかんと思うわけです。けれども、正確に言うたら、行政が利用するためにあれば書くというふうに専門家は指摘しております。

引き続き構いませんかね。番号法第15条で「何人も他人に対し、個人番号の提供を求めてはならない」として、提供の制限を定めています。個人番号は他人に対して、見せない、言わない、書かない、聞かないが大原則としています。個人番号の記載された書類等を特定個人情報といいます。第9条では「何人も特定個人情報の提供をしてはならない」

と特定個人情報の提供の制限をいたしております。第20条では「何人も特定個人情報を収集し、または保管してはならない」と収集の制限を規定しております。このように個人番号や特定情報について、原則、誰も提供を求めたり、収集、保管したりできないことを定めています。先ほど言いましたように、例外として規定された行政のみが一定の行政事務において個人番号や特定情報を利用できる事業者は個人番号に関係する事務を行うとあります。第9条は「行政機関等で事務処理に関して有する個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人情報を利用することができる」と規定しています。あくまでも「必要な限度で利用できる」のであり、行政は利用しなくても良いのであります。行政以外に事業者は個人番号に関係する事務を行うとありますけれども、これはどういう認識でしょうか。お答えください。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

行政以外の事業者と事務内容というご質問でございますが、正式には個人番号関係事務実施者というふうにされております。事業者は主に民間企業でありまして、内容につきましては、例えば、会社が従業員から個人番号の提供を受けて、給与所得の源泉徴収票事務や、また、年金資格取得等の必要な書類を記載して、税務署や市区町村、また年金機構に提出するといったような事務になります。また、金融機関が顧客から個人番号の提供を受けて支払帳票に記載して税務署に提出するというふうな事務があるというふうに思われます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 事業者も個人番号の利用に関して、実質施策に協力するよう努めると義務化されておられません。よって、扱わなくても罰則はありませんが、事業者が番号を取り扱えば、安全管理業務が発生し、違反に対し、厳しい罰則とお聞きしています。安全管理措置の義務が発生しております。事業者の安全管理について、どのような方法が求められているのでしょうか。また、違反した場合には厳しい罰則があるとうたわれておりますけれども、どういう罰則でしょうか。お答えください。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

事業者への指導等につきましては、町が直接行う立場にはないところでございますが、

特定個人情報を取り扱う関係事務実施者におきましては、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインなども示されております。それで十分な安全管理を理解しまして、事務処理をされているものというふうに考えております。また、罰則につきましては、番号法では、個人情報保護法より罰則の種類が多く、法定刑も重くなっているという認識でございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私も前回勉強会に出とったんですけれども、覚えているのは鍵のかかるところにきちんと保管せないかと。それから、パソコンについては厳重に管理せないかと。それから、もし番号を漏えいした場合には刑事罰が下るということを断片的に聞いておりました。かなり厳しい、努力規定ではありますが、一旦扱えば、そういう安全の管理の業務が発生するということでございます。

六番目に、次は、法遵守の立場で不必要な催告は避けるべきであるという設問でございます。自治体で法定受忍義務があるので、事務処理は進める必要がありますけれども、住民には個人番号の受忍義務や提供義務の規定はなく、番号を記載しなくても不利益を受けないことは内閣府の回答を見ても明白です。しかし、職員が提出を求めたり、催告を求めているのは必要なことでしょうか。必要と通知する場合は、住民に戸惑いを与えない表現で通知すべきではないでしょうか。こういう配慮が必要だと思いますけれども、お答え願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えします。

繰り返しということにもなりますが、町が取り扱う社会保障制度の国民健康保険などの申請書につきましては、個人番号の記載が必要ですので、お聞きしたり、確認をしたりしますが、現在のところ、未記載でもそれを受理し、受け付けし、それ以降に未記載のための催告などはすることがありません。行っておりません。ただし、源泉徴収事務のような場合では、町が住民の方々に労務提供への賃金などの支払いがあり、町も一般の会社と同じように、源泉徴収票の提出の義務があります。その際に個人番号を記載して税務署に提出するという形になりますので、その際の個人番号の記載がなかった場合、再度のお願いの文書なりが送付されたものだというふうに思います。

先ほどから、少し議員のほうからお話がありましたが、源泉徴収票の事務で支払いを

受けた者から、仮に、総務課のそういう書類班のほうでは、支払いを受けた住民の方から番号の提出を明らかに否定された場合、その経過を記録して提出するというような形を行っておりますので、それが確認できなかった場合などに再度のお願いをしたというものであるというふうに思います。

このように、町が行う個人番号に関連する事務処理におきましても、行政の立場、社会保障を扱う立場、そして事業者としての立場、そういう違いがありますので、そのあたりは誤解がないようにご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 事務に関しては、きちっと通知していなかったという点では、口頭で通知していないという点では手落ちだったと思いますが、その場合にもそれぞれの課でそういう、私は持っていませんよというふうに意思表示したら、それを記録しておく方法を考えておくべきだと私は思っておりますので、その点の指導をよろしくお願いいたします。

この問題での最後の設問ですけれども、共通番号制は国民総背番号制と基本的に同じであるというふうに設問しております。国民総背番号制は、かつて政府が導入しようとして、国民から強い反発で断念したものであります。国民総背番号制の要件は御存じでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） 国民総背番号制ということで、十分に承知はしていないところですが、過去に四つの要件があって、それを満たせば取り扱うとかいうような形のものであったというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 確かに四つの条件があります。一つは番号が国等の行政機関によって全ての国民に重複することなく、また漏れなく付けられていることなど四つの条件があります。国民総背番号制ではないかと言われましたが、過去に1997年に導入した基礎年金番号と2002年に導入された住民基本台帳法があります。いずれもこの四つの条件を満たしていない。もう一つは納税番号であります。1978年ごろから導入が計画され、これはグリーンカード制というふうな形でとっておりましたけれども、これは、最後に国民の反

発で政府が導入を断念したものでございます。

そういうことで、今回のマイナンバー制度は、国民総背番号制の四つの条件を満たしております。正しく国民総背番号制そのものであると考えております。国民総背番号制やグリーンカードなどは国民の強い反発で日の目を見なかったものであります。なぜマイナンバーだけがかつてのように直接的な反発が起きていないのでしょうか。これは一つ、先ほど、課長がおっしゃいましたマイナンバーという名前から来るものと、一方的に個人番号が送付されてきたからだとは私は考えております。しかし、国民はしっかりと疑念を持っているのではないのでしょうか。

最後に、ちなみに本町でのマイナンバーの現時点の登録状況は何%でしょうか。お尋ねいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） マイナンバーカードの件数ということでご質問いただきました。申請件数のほうですが、平成28年、今年11月末で910枚になっています。人口に合わせますと約5.1%ということです。申請件数は910枚ですが、実際にマイナンバーカードを交付している枚数は601枚ということになっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。以上で、このマイナンバーの質問を終わります。

続いて二番目に、若干重なりますけれども、住民基本台帳ネットワークシステムの現状はということで通告しております。多大な労力と資金を投入して導入した住民基本台帳ネットワークシステムの現状をお尋ねするものです。住民基本台帳ネットワークシステムは、国民に11桁の番号を付番し、2002年から実施されています。相当な予算を国、自治体で費やしてのスタートだったと思いますが、必要な人は番号カードを市町村の窓口に取りに行く仕組みだったため、その普及はあまりにも芳しくない聞いていますし、行政の実務からの報告や総括がないように感じます。住基ネットの目的並びに現状と実態をお聞きます。

まず最初に、住基ネットの導入の目的は何でしょうか。町民も知らない方が大勢いらっしゃると思いますので、ご説明をお願いいたします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

ご質問の住基ネットにつきましては、内容的には氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通で本人が確認できるようにされたものです。

この効果としまして、この導入によりまして、年金を受給される方は、生存の確認のために現況届と呼ばれる届出を平成18年10月から省略できるようになりました。また、身分証明書として活用できる住基カードは全国で764万枚発行され、住基カードに格納されました法的個人認証サービスの電子証明書を使って、e-Taxと呼ばれる国税電子申告、納税システムによる確定申告ができるようになりました。また、従来お住まいの市町村でしか交付が受けられなかった住民票の写しにつきまして、身分証明書等の提示によりまして全国どこの市町村でも交付を受け付けることができるようになりました。ただ、マイナンバーと大きく違う点は、行政機関での情報連携を目指したのではなく、あくまでも自治体の事務における個人情報の効率化を目指していた点というような形になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） 私なりにちらっとネットで見ましたら、地方公共団体と行政機関で個々の日本国民を特定する情報を共有し、利用することを目的としているようですが、構築され、稼働するシステムになると多額の費用が掛かるので、国民全体に納得させる明快な目的がなかなかなかったと思います。どういうふうなメリットがあるかといえ、私の理解では、例えば、県外に行った場合に、住民票が要る場合には県外でとれるというふうなことは当時、頭の中にありました。けど、それぐらいのものだというふうに私は理解しておりますので、あまり住民からわくわくするような期待感はなかったように感じました。

これはこれに対して、大きなきちっとした総括が要ると思いますけれども、次に、二番目に、国と地方自治体ではどのぐらいの予算を投入しているかという設問でございます。どのように理解できますか。つかんでおりましたらお答え願います。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきます。

導入時におきまして、総務省は、平成14年10月31日付住民基本台帳ネットワークシステム構築に要する経費概要を発表しております。その際、平成11年度から平成15年度までの

住基ネット構築に要した導入経費が約390億円、年間の経常経費が約190億円というふうに説明してきております。

この四万十町の状況でございますが、導入時期が平成13年度でありまして、合併前でございますので、詳しい資料をお示しすることができませんが、現在総務省のほうで住基ネットの運用につきまして、市町村、都道府県、地方公共団体情報システム機構、それぞれがシステムの維持管理をするに当たり、年間約130億円のランニングコストが掛かっているというふうに説明されております。

四万十町におきましては、平成24年度から平成33年度までの住基ネット分の費用投入額、これ、ランニングコストの費用でございますが、10年間で817万5,000円、税抜きとなっております。年間で約81万7,000円というふうな状況になっております。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） かなりの多額の費用を費やしてのシステムでありますけれども、十分な機能をされていないというふうに理解をしました。あるネットでこういう記述がありました。パスポートの電子申請制度が1通当たり1,600万円という調査結果が出て、これは廃止になったというふうに数字がありました。こういうふうな類いのものであります。

次に、四万十町での住民基本台帳ネットワークシステムの普及の現状についてお尋ねいたします。昨年3月に福島県の矢祭町が全国ネットワークにつないでおります。最後のつないだ町になっております。これは、セキュリティに対する不安が行政も大きく不信感を持っておりまして、このように行政といえども、簡単にこのシステムにつながなかったという自治体はかなりあちこちにありまして、最後が去年の3月だというふうになっております。こういうセキュリティに対する不信が行政丸ごとにあったようなシステムであります。全国平均の5%が加入率だと、登録数だと聞いておりますけれども、本町の加入率は幾らでしょうか。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） お答えさせていただきたいと思いますが、先ほどの議員のお話の中で、この住基ネットの効用ということで低いというお話もありましたが、冒頭、自分のほうから利点のほうも何点か挙げさせていただきましたので、活用については、これからはしていくということをお願いしたいと思っております。

四万十町の普及状況ということでお答えさせていただきますが、住基ネットの構築に伴いまして現在発行している住基カードにつきましては、平成18年から合併してからの数値になりますが、昨年12月までの発行枚数は426枚。これは人口の率にすると2.4%ということになっております。平成28年12月8日現在有効な住基カード数は、返戻等もありまして、359枚というふうになっております。

なお、この住基ネットカードですが、今年1月からマイナンバーカードが発行されることに伴いまして、住基カードの発行は平成27年12月で終了しております。ただ、現在住基カードをお持ちの方は住基カードの有効期限内であれば、平成28年1月以降でもマイナンバーカードを取得するまでは利用可能です。平成28年1月以降にマイナンバーカードを受取になる際には、この住基カードを返却していただくということになりますので、その辺も併せてよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） この問題の最後の質問ですけれども、お答えしていただいたかと思えますけれども、この住民基本台帳ネットワークシステムはどう生かされているかということですが、改めてお尋ねしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（橋本保君） 町民環境課長植村有三君。

○町民環境課長（植村有三君） これからの活用も含めましてお答えさせていただきます。

まず、総務省の資料では、全国で住民票の写しの提出の省略、年間約500万件、年金現況届確認の省略、年間4,000万人分、住民票の写しの広域交付、転出、転入手続の簡素化、またe-Taxなどの電子申請が可能ということでございます。また、国の行政機関等への本人確認情報の提供。例えば、年金受給事務やパスポートの発給、税務事務などそういう形ですが、従来、郵送で行われたきた転入地市町村から転出地市町村への通知も住民基本台帳ネットワークシステムの活用によりまして、情報伝達が迅速となり、安全性も向上しております。

以上のような効果もあり、今後も本町の事務における個人情報の効率化のために活用していくところでございます。

以上です。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。以上で住基ネットシステムの現状について質問は終わります。

次に、最後に、今年4月より、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が施行されております。職員採用の検討はと質問をいたしております。初めに、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法が今年の4月1日から施行されております。いずれも日本が2014年1月に批准した障害者権利条約に基づくものであります。解消法は、行政機関は障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは合理的な配慮をしなければならないと義務付けております。行政機関は法的義務であるが、民間は努力義務とされております。障害者差別解消法は差別の定義が明確ではないが、障がい者の差別をなくする目的の法律ができたことは重要な第一歩であると私は考えております。

町内の障がい者の方がネットで障害者差別解消法などに基づく活動をしているウェブサイトにもメールを送ったところ、県外の方から回り回って私のところにメッセージが届いたことを紹介しておきます。これが私のこの質問のきっかけでございました。

まず最初に、障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法の目的について、行政としてどう受け止めているかという設問でございます。改めて目的と意義についてどう受け止めているかお答え願います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） 障害者差別解消法と改正障害者雇用促進法の目的と意義といったご質問でございますけれども、いずれも、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、ともに生きる社会をつくることを目的としておりまして、日常生活及び社会生活全般において、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、大変意義のあるものというふうに受け止めております。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

二番目に、昨年12月議会で、私はこの問題について若干質問をさせていただきました。内容は、今年の4月から差別解消法が施行される。遠からず実施が求められる。職員採用などについて検討しておくべきではないかという質問をしたところでございます。質問後、日にちがあまりたたないうちに法改正や法律が施行され、検討もままならない状況で

しょうが、法律ができた以上、検討すべき課題ではないかと私は思っておりますので、検討されているか。でなければ、今後、法の定める方向でどう進める必要があるのではないかという設問でございます。お答え願います。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

昨年12月に質問をいただきました時点では障がい者の法定雇用率にも達していないといったような状況でしたので、こういった職場で障がい者の個性を活用できるのかといったことを十分に検討しまして、本年2月、障がい者を対象とした非常勤職員の募集を行いました。それを経て、本年4月より2名の障がい者の非常勤職員を採用したところでございます。また、正職員の募集につきましては9月に実施をしましたが、本年度につきましては、特に採用予定者が少なかったことや、非常勤職員の採用後、障がい者の個性を活用できる職場が見つかりにくかったことなどから、障がい者枠を設けたような採用試験は実施できなかったところでございます。

障がい者への雇用につきましては、いろいろと検討は行っているところでございますけれども、県あるいは中核都市といったところと違いまして、職員数の限られた自治体では、特にいろいろと課題があるのも事実でございます。障害者雇用促進法では、先ほど言いましたように、募集、採用等あらゆる面で障がいであることを理由とする差別を禁止しております。本町の採用試験では募集から障がい者を排除しているわけではありませんが、本町がその法律に違反しているというわけではないわけでございますけれども、積極的な差別是正措置として、例えば、障がい者のみを対象とする求人、こういったことも推奨されておりますので、特に、障がい者がこういったような職務に従事していただくことが可能なのかについて十分に検討しながら、そういった求人についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 7番岩井優之介君。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございました。

最後の質問ですけれども、県下の主な自治体の実態調査はということで設問しております。先ほど課長がおっしゃったように、ネットの検索では全国の中核市以上が職員採用試験を実施しているようでございます。これは、ある面では障がい者、全般的にやっております。ただ、それぞれ自治体によって段々があります。障がい者には身体障がい者、精神障がい者、あるいは知的障がい者、発達障害とかいろいろありますけれども、それぞれの

段階に応じてまちまちですけれども、それぞれの自治体でやっぱり徐々に前進はしているわけです。ですから、いろいろと、当初から大きなハードルを構えているわけではないですけれども、そういうことを念頭に置きながら実践をしていかないかんじゃないかと思っております。

ちなみに、6月県議会でこの問題について、同僚の議員が質問しておりますけれども、答弁では、県では、平成19年度から身体障がい者へ職員採用試験を行ってきております。また、今年からは自力で通勤できること、口頭による試験に対応できることの要件を取り除いております。また、全盲の障がい者は5、6年前に採用されていると聞いております。毎年ずっと採用しゅうもんで、法定雇用率は全国第9位を一応占めておりまして、高知県でもこのように、平成19年度からだんだんと拡大をしていきゆう過程があるので、いきなりこういう小さな町村は、それなりに過重負担もあろうかと思しますので、難しい問題もありますけれども、隣の須崎市ではこういう問題が、こういう法律ができる以前から身体障がい者の職員を早くから採用しよったとお聞きしておりまして、何人かおるということを聞いております。こういうことで、そういう視点での検討をすべきではないかというふうに思っておりますが、最後の答弁をお願いします。

○議長（橋本保君） 総務課長樋口寛君。

○総務課長（樋口寛君） お答えを申し上げます。

近隣の自治体についても調査もしてみたところでございます。議員おっしゃりました須崎市を始めとして、一部の町では法定雇用率の関係もありまして、過去には障がい者を対象とする求人を実施したことがあるというところもあります。ただ、毎年実施しているということではないというふうに聞いております。高知県のように改正障害者雇用促進法の目的に沿った積極的な差別是正措置としての採用試験でありますとか、合理的配慮の提供を実施しているところについては、現時点では少ない状況でございます。

やはり、一番問題になりますのは、障がい者がどのような職務に従事していただくことができるかということが大切でありまして、このことをまず十分に検討した上で対応することが必要であろうかというふうに考えております。特に、今回の改正法で定められた合理的配慮につきましては、障がい者一人一人の状態や職場の状況などに応じて求められるものが異なるわけございまして、多様かつ個別性が高いものでございます。したがって、具体的にどのような措置をとるかについては、障がい者とよく話し合った上で決める必要もあります。合理的配慮は個々の事情がある障がい者との相互理解の中で提供される

べきものと考えておりますので、今後、募集でありますとか、採用後の対応につきまして、十分な検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（橋本保君） 時間になりましたので、締めくくってください。

○7番（岩井優之介君） ありがとうございます。私の質問はこれで終わります。

○議長（橋本保君） これで7番岩井優之介君の一般質問を終わります。

先ほど、16番西原真衣君の一般質問で後刻答弁をすると申し出がありましたので、ここで答弁をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○議長（橋本保君） 健康福祉課長山本康雄君。

○健康福祉課長（山本康雄君） お時間をお借りいたします。

16番議員のご質問の中で、後でお答えするとしておりましたことについて、お答えを申し上げたいと思います。お答えする数字につきましては、統一された時点の数字がございませんので、その点はご了承願いたいと思います。

まず、65歳以上の人口ということでありますけれども、これは12月4日現在でございますが、7,431人でございます。次に65歳以上独居の人口、これにつきましては2,317人。65歳以上の世帯、これにつきましては3,793世帯、人口は5,324人となっております。数字につきましては、平成28年3月31日現在でございます。

次に、65歳以上の独居のうち施設の入所者でございますけれども、老健3施設、特養とかアザレア、あけぼのといったところになりますけれども、そちらについては289名となっております。こちらは、今年の11月30日現在の数字でございます。

次に、地域密着型施設、グループホーム、特養の大井川というところになりますけれども、102名となっております。こちらは、今年の3月31日現在でございます。

次に、利用ガイドの配布についてでございますけれども、利用ガイドは、介護保険の相談、申請に来られた方、または希望される方にお渡しをしております、それ以外の配布は行っておりません。が、毎年65歳の到達者に対しましては、介護保険証と共に、介護制度の概要を記載いたしました「介護保険のしおり」というものを全員の方にお送りをさせていただいております。

それで、最後にです。居住系の利用料金につきまして、私の答弁の中で、町が指定管理をしておりますグループホームひだまりについて、誤って生活支援ハウスの利用料金をお伝えをいたしましたので、訂正をさせていただきます。グループホームひだまりの利用料金は7万5,650円から7万8,560円の範囲になっております。ほかの民間の施設につきまし

ては、一部答弁の中でお答えした部分はございますけれども、金額の多寡がございますので、差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（橋本保君） ただいま健康福祉課長のほうから答弁をいただきましたので、これで答弁のほうを終わりたいというふうに思います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後 3 時19分 散会